

平成28年上尾市議会12月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨

(教育関連部分抜粋)

目 次

[平成28年12月12日(月曜日)]

- 深山 孝 議員…………… 1
 - ・ 図書館について
- 星野 良行 議員…………… 4
 - ・ 生涯学習について
- 戸野部 直乃 議員…………… 7
 - ・ 子育て負担軽減について
- 長沢 純 議員…………… 9
 - ・ 安心・安全な小中学校について
- 橋北 雄 議員…………… 14
 - ・ 上尾市の危機管理について

[平成28年12月13日(火曜日)]

- 小川 明仁 議員…………… 14
 - ・ 文化行政について
- 道下 文男 議員…………… 17
 - ・ 上尾の教育方針について
- 浦和 三郎 議員…………… 21
 - ・ 中学生の職場体験2Dayチャレンジについて
- 秋山 もえ 議員…………… 24
 - ・ 今ある9つの図書館の充実と新図書館建設問題について

[平成28年12月14日(水曜日)]

- 前島 るり 議員…………… 28
 - ・ 市民が利用し易い公共施設の管理と運営について
- 井上 茂 議員…………… 30
 - ・ 新図書館複合施設建設について
 - ・ 発達障害支援について
- 池田 達生 議員…………… 34
 - ・ 第8次上尾市行政改革大綱実施計画の進行状況について

[平成28年12月19日(月曜日)]

- 鳴田 一孝 議員…………… 34
 - ・ 幼児教育について
- 鈴木 茂 議員…………… 36
 - ・ 子どもの貧困対策
 - ・ 新図書館について

●秋山 かほる 議員	38
・ 図書館用地の物件補償について	
●糟谷 珠紀 議員	40
・ 教職員の多忙化による長時間勤務の解消を	
●斎藤 哲雄 議員	43
・ 上尾市内の公共スポーツ施設について	
・ 上尾市の教育行政について	

〔平成28年12月12日(月曜日)〕

◆深山 孝 議員

・ 図書館について

〈図書館について〉

○今、建設計画を進めている新図書館複合施設が上尾市民に歴史ある文化を継承する文化創造施設として、また知の拠点、情報発信の拠点としての役割を担うことを大きく期待するものですが、当局のご見解をお伺いいたします。

(教育総務部長 答弁)

現図書館本館は、昭和 56 年に開館して以来、多種多様な資料の収集と情報提供サービスを行い、市民の文化レベル、教養の向上や調査研究などを積極的に支援し、市民の心豊かな生活や交流の実現を図ってきました。しかし、施設の狭隘化などにより、図書資料の収蔵スペースの限界や閲覧席が少なく、バリアフリーも不十分であり、また専用の学習席がないなどの課題があり、平成 12 年以前より新図書館の必要性が議論され、上尾市総合計画、上尾市図書館サービス計画に位置付けて検討してきました。その後、平成 26 年 1 月の政策会議で、上平公園西側の土地を候補地として選定してからは、新図書館複合施設建設の計画が具体的に進められてまいりました。

これまで読書をする、本を借りることに重点が置かれた図書館から、新図書館複合施設の建設により、施設が充実することはもちろん、十分な図書資料を備え、IT 機器の採用により便利で快適な利用環境が整うことや、複合施設とすることで市民のさまざまな学びの場となる会議室や研修室、学習室のほか郷土資料コーナーを備え、施設全体が子供から高齢者まで市民の学びの場、情報発信の場となり、上尾市の文化向上の礎となる施設が期待できると考えています。上尾市を担う次世代の財産を継承していく新図書館複合施設は、緑豊かな上平公園に近接し、この景観に調和した外観や開放的な空間の中、充実した図書資料と利便性や快適な利用環境を提供するほか、あらゆる世代を引きつける魅力ある図書館として 23 万都市である上尾の知の拠点、情報の拠点としてシティセールスを見据えた魅力ある新しい文化施設を目指してまいります。

○公共用地の取得についてであります。公共用地の取得の補償はどんな基準により行っているのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

公共用地取得の補償は、憲法第 29 条第3項、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができるとあり、これを根拠として国が定める公共用地の取得に伴う損失補償基準や県が定める同様の損失補償基準などに基づき実施しております。

○本計画にもあります建物の移転についてですが、建物移転補償の基本原則はどういったものなのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

補償を受ける方の個人的、主観的な事情や意向にとらわれることなく、客観的に見て合理的な移転先と移転方法を認定し、算定した金額を補償することでございます。

○上尾市監査委員事務局に提出されているとする住民監査請求の内容のチラシに書かれている建物の新築時期については、登記簿謄本では昭和 40 年1月で築 51 年なのに、昭和 50 年8月として補償の計算をしているのは間違いであるとしていますが、どちらが正しいのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

築 51 年というのは誤りでございます。閉鎖登記簿謄本及び固定資産税、都市計画税、名寄せ帳兼課税台帳で確認しておりますが、現存している補償対象の建物は昭和 50 年8月に建築された鉄骨造2階建ての事務所と、昭和 49 年 12 月に建築され、その後、平成2年に増築された鉄骨造平家建ての倉庫であり、全てが鉄骨造です。したがって、補償における建物の経過年数は、損失補償算定標準により昭和 50 年8月と昭和 49 年 12 月に建築された建物の部分は築 41 年、平成2年に増築された部分は築 26 年となります。なお、登記簿謄本に記載のある昭和 40 年1月に建築した木造建築の倉庫部分は既に除却されており、存在していません。

○本計画では、建物の移転補償をしていますが、建物移転補償では現在の建物の使用状況が空き家であることや、今後利用する予定の有無により補償の算定が変わるものですか。

(教育総務部長 答弁)

損失補償基準では、現在、空き家かどうかや、今後利用する予定の有無により補償の算定が変わるものではなく、現時点における補償対象となる建物の状態、これを客観的に見て、建物の利用価値や機能を低下させないよう移転に必要な費用を補償することとなります。

○建物の利用価値や機能を低下させないよう移転に必要な費用を補償することですが、建物の移転補償における移転の工法はどのように決められるものなのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

建物の移転先と移転方法については、まず埼玉県の損失補償基準細則第 16 条第1項第2の規定による除却工法に該当するの、あるいはしないのかを検討し、その後、これに該当しない場合は、その他の妥当な移転工法を選択することとしております。

○建物の移転補償について、除却工法を認定しなかった理由についてお答えをいただきたい。

(教育総務部長 答弁)

除却工法に認定する場合は、取得する土地に建っている建物の一部が、その建物全体に対してわずかであるとともに、重要な部分ではないため、除却しても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められる場合や、建物を再現する必要がないと認められる場合です。なお、この建物を再現する必要がないと認められる場合は、補償対象物が荒れ果てていたり、あるいは建築目的を果たし、かつ客観的に見て将来的にも建物の目的に役立てる必要性がないと判断できる場合のことで、この視点から現地調査した結果、これらの条件には該当せず、今後も賃貸することや自己業務に使用することも可能な建物であると判断したことから、除却工法には該当しないと判断いたしました。

○建物の移転補償について、構外再築工法を認定した理由はどうでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

構外再築工法とは、残地がない場合で、従前と同種の用途や同等規模の建物を建築することが合理的に

認められる場合に採用する工法のことです。買収する土地は全て事業地となり、残地がないことや補償対象建物は、調査の結果、使用可能な状態であると判断できたことから、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要綱第 11 条第 8 項に従い、構外再築工法を認定いたしました。

○候補地の所有者であった(株)クライズの物件補償費の内訳と金額はいくらなのでしょう。

(教育総務部長 答弁)

物件補償には、事務所と倉庫の建物や、門や塀など工作物の移転補償費、その他移転に関する経費が含まれます。まず、建物の移転補償費は従前と同じ構造、部材、設備等で建物を再築した場合に係る費用を算出し、それに経過年数などを考慮し、算出された額と、それと更地にして土地を引き渡していただくための解体費用を加えた合計額となります。具体的には、事務所部分については、再築した場合に係る費用は約 4,100 万円でしたが、経過年数等を考慮して算出された額と解体費用を加えた額を約 3,100 万円と算出しました。また、倉庫部分については、再築した場合に係る費用は約 2,000 万円でしたが、同様に経過年数等を考慮して算出された額と解体費用を加えた額が約 1,460 万円となり、この結果、両方の建物の移転補償費の合計は約 4,560 万円となりました。また、工作物の移設補償費は約 180 万円、移転先選定や設計及び手続等の費用の約 850 万円を加え、移転補償費全体の金額では約 5,600 万円となりました。

○住民監査請求の内容のチラシに書かれている前所有者の大江化学工業(株)から現所有者が購入した額約 157 万 5,000 円の建物に約 5,600 万円の補償を行ったことが、市民の理解が得られるかと思うかとありました。そのことについて市の見解をご回答ください。

(教育総務部長 答弁)

民間の売買においては、その価格に国、県が定める補償基準等を適用せず、事業の採算性等を勘案して、双方の合意のもとで金額が決定されます。一方、公共用地の取得による補償では、土地、建物をそれぞれに対し、国、県が定める補償基準等による客観的ルールに基づいて算定されるという大きな違いがございます。今回の物件補償額については、物件補償の調査会社に委託し、国、県の補償基準等に基づき算出された適正な価格でございます。

○土地の補償額の算定の基本原則はどういったものなのでしょう。

(教育総務部長 答弁)

取得する土地は、早く売りたいがために安くしたり、またどうしても買いたいが高値を求めるといったようなことのない正常な取引価格をもって補償することです。また、その土地に移転が必要な建物等があった場合は、その物件がないものとして評価した正常価格をもって補償することです。

○同チラシに、平成 25 年 4 月に前所有者から購入した取引事例を不動産鑑定判断材料にできなかったのは、損失補償基準に反しており不当とありました。この点については、どうお考えでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

取得する土地の補償は、正常な価格をもって行わなければならないため、市は不動産鑑定事務所に鑑定を依頼し、出された評価額に基づき契約しました。不動産鑑定士は、不動産鑑定基準に照らし、取引事例を公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会などが管理する取引事例から取得し、不動産鑑定評価を行っておりますので、前の取引価格を判断材料にできなかったことをもって不当であるというものではありません。

○当市が前所有者から土地、建物を購入した平成 25 年4月以前は、上平公園西側の土地について検討をした経緯があるのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

平成 25 年4月以前は、上平公園西側の土地は候補地として検討にも上がっておりませんでした。

○検討して候補地となった上平公園西側の土地が候補地として選択肢の一つになった経緯について、改めて教えてください。

(教育総務部長 答弁)

候補地につきましては、まずは上尾駅周辺の土地を検討してまいりましたが、中心市街地に土地を確保することが難しいため、その範囲を拡大し、郊外にも視野を広げ検討してきたという経緯がございます。なお、その条件として、延べ面積が 5,000 平方メートル程度の建築が可能で、かつ 100 台程度の駐車場が確保できることや、交通アクセスなどを考慮し、候補地の一つとして平成 25 年の8月ごろから挙げられたものでございます。

○検討後、建設候補地として最初に(株)クライズへ交渉を行ったのはいつでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

平成 25 年 11 月です。

○平成 25 年4月に行われた前の売買契約との関係について、市長や幹部職員が情報を漏らしていたのではないかと、また現所有者が土地購入後、社名変更や住所変更をしており、不思議なことが判明したと疑惑があるかのような内容が書かれていましたが、この件についてどのようなお考えをなされておりますか。

(教育総務部長 答弁)

平成 25 年4月の時点では、候補地にも上がっていないため、そのような情報そのものがなく、全くの憶測であり、憤りを感じるものでございます。また、土地を購入後、社名変更や住所変更したことなどを取り上げて見出しに「不思議なことが判明」と掲げている意図が分かりませんが、市民に疑念を抱かせるような文言はいたずらに混乱を招くものであると同時に、市に協力していただいた所有者の名誉を著しく傷つけるものであると考えております。

◆星野 良行 議員

・ 生涯学習について

<生涯学習について>

○改正教育基本法から 10 年、まず上尾市の生涯学習の現状について伺います。

(教育総務部長 答弁)

近年、急速に進む少子高齢化、情報通信技術の発達、雇用環境の変容など社会構造の急激な変化により、市民の学習ニーズは多種多様化しております。また、本市では、多くの市民が主体的な学習活動を行っ

たり、学習活動に対して興味・関心を示したりする一方で、まだ学習機会に触れていない市民もいます。このような状況を踏まえ、市民に対し、さまざまな形で学習活動の支援を行う必要があると考えています。

○本市の生涯学習に関する計画の推移について伺います。

(教育総務部長 答弁)

本市では、平成6年に「豊かな心と潤いに満ちた生涯学習の推進」を理念とした第1次生涯学習基本構想・基本計画、平成13年に教育基本法の改正を反映し、「生きる喜びを分かち合える生涯学習」を基本理念とした第2次上尾市生涯学習基本構想・基本計画、平成23年に「生涯を通して豊かな学びをサポート」を基本理念とした第3次上尾市生涯学習振興基本計画を策定しました。それぞれの時代に応じ、学習情報の提供や公民館を中心とした学習機会の提供、学習環境の整備、学習の成果の活用ができる機会の提供など一定の成果を得ることができました。さらに、今年度から平成32年度までを計画期間とした第4次上尾市生涯学習振興基本計画を策定いたしました。

○第4次上尾市生涯学習振興基本計画の概要について伺います。

(教育総務部長 答弁)

第4次上尾市生涯学習振興基本計画では、市民の主体的な学習活動の支援を基本とする第3次上尾市生涯学習振興基本計画の考え方を踏襲し、生涯を通して豊かな学びをサポートという基本理念を引き継いでおります。この基本理念を達成するために、学びを伝える、学びを創る、学びを支える、学びを生かすの4つの基本目標を設定し、効果的、体系的に個別の事業を展開しています。

○その具体的取り組みについてお伺いをしたいと思います。

(教育総務部長 答弁)

学びを伝えるでは、新たに学習活動を始めたい市民に対し、情報提供や学習相談を行っています。学びを創るでは、公民館などで多種多様な講座を体系的に実施し、実際に学習活動を始めることのできる機会を提供しています。学びを支えるでは、継続した学習活動が行えるよう活動拠点の提供や施設の整備を行っています。学びを生かすでは、学習活動の成果を生かせる機会の充実を図っています。

○まなびすと指導者バンクの現在の講師の数、分野別の傾向についてお伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

平成28年11月現在で約160名の方に指導者として登録していただいております。分野別では、美術、文芸、音楽、芸能が55名、語学、人文科学、自然科学が17名、生活文化、趣味が55名、健康、スポーツが27名の登録となっています。

○指導者バンクへの問い合わせの件数、あるいはマッチングした件数についてお伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

市民からの問い合わせにより、講師の連絡先をご紹介した件数は、平成26年度が23件、平成27年度が31件でありました。公民館の講座事業で講師を依頼するほか、再度同じ講師を依頼される場合は、直接市民が講師を依頼しているため、実際の活用はさらに多いと認識しております。

○大学との連携について伺います。どのように連携を行っているか伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

子ども向けの事業としては、聖学院大学や日本薬科大学と連携した「子ども大学あげお・いな・おけがわ」や、近隣の大学と連携した「あげお子ども大学」を実施し、ふだんの学校生活とは異なる学習環境で知識向上や知的好奇心を刺激し、学習意欲の向上を図っています。また、成人向けの事業としては、聖学院大学公開講座や日本薬科大学と連携した公民館講座などを実施しており、多角的な学習の機会を提供しています。

○「子ども大学あげお・いな・おけがわ」、「あげお子ども大学聖学院大学公開講座」の実施内容について伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

本年度の実施内容といたしましては、「子ども大学あげお・いな・おけがわ」では、「市場経済って何だろう」、「自動車整備士になろう」、「植物の色の不思議」、「自然の観察」、「森と顕微鏡」をテーマに5日間実施し、参加延べ人数は224人ありました。また、定員30人で44人の応募がありました「あげお子ども大学」では、ドビュッシー「月の光をめぐって」、「忘れないでね、東日本大震災のこと」、「虹色に輝く宝石をつくってみよう」をテーマに2回実施いたしました。12月17日には、「自分たちでつくる明るい未来都市」を実施する予定でございます。

また、聖学院大学公開講座では、「グローバルゼーションは私たちに何をもたらすのか」、「役に立つ英会話講座」、「パソコン講座」、「女性コーラス」をテーマに10日間実施し、参加延べ人数は1,477人でありました。

○そのほか市が行っている特色のある講座があれば伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

日本の伝統と文化をテーマに、より深く専門的な学習機会を提供する「大人の日本講座」と題した講座を実施しております。平成27年度は、浮世絵をはじめ、お香をたいて、その香りを鑑賞する「香道」、江戸時代の絵画や工芸などの装飾芸術の一大流派の「琳派」をテーマにそれぞれ実施しました。本年度は、「剣術」、「化粧文化」、「鏡」などを予定しております。

○生涯学習の場、会場の提供について伺います。公民館のほか、小学校の特別教室を開放しているとのことであります。それでは、学校開放特別教室の利用状況について伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

平成27年度実績として、それぞれ平方東小学校では年間278件、延べ利用者数は2,834人、芝川小学校では35件、310人、富士見小学校では590件、6,260人、合計しまして903件、9,404人の利用がありました。

○生涯学習の場として計画中的新図書館に期待することや計画があれば、伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

新図書館複合施設では、主として2階部分を社会教育施設として位置付けており、研修室や会議室などで事業展開を図り、生涯学習の場として活用されることを期待しております。また、新たに郷土資料コーナーを設置し、歴史や文化に係る情報を発信してまいります。

○上尾市においても、かつて「あげおふるさと学園」という市民大学的な事業を行っていたと聞いておりますが、「あげおふるさと学園」の内容と実績、成果について伺います。

(教育総務部長 答弁)

「あげおふるさと学園」は、上尾のまちづくりや活性化を推進するため、市内にあるさまざまな学習プログラムを市民自らが選択し、その学習成果を社会に還元する事業であり、情報誌の発行、学習相談、学習修了後の活用などを行いました。本事業を修了した方の中で、現在でも生涯学習の指導者や地域で活躍される方もおります。

○「あげおふるさと学園」がなぜ継続できなかったのかをお伺いいたします。

(教育総務部長 答弁)

「あげおふるさと学園」では、上尾のまちづくりなどを学習プログラムとした長期的に学んでいく体制でしたが、市民の学習ニーズと合致しなくなったことから、参加人数が大幅に減りました。生涯学習振興基本計画で生涯を通して豊かな学びをサポートを基本理念に定め、きっかけづくり、機会の提供、環境の整備、成果の活用を基本目標とした生涯学習の推進体制へと移行したことにより、平成 25 年度に終了しました。

○生涯学習の指導者やリーダーの育成についてお伺いをいたします。

(教育総務部長 答弁)

指導者を希望する一般の市民やまなびすと指導者バンクの登録者を対象に、指導者としての資質向上を図るため、生涯学習ボランティア指導者養成講座を実施しております。昨年度は、「学びで創る生きがい つながり 心豊かなくらし」をテーマに実施し、本年度は「コミュニケーションと発進力」をテーマに3月に実施する予定でございます。

◆戸野部 直乃 議員

・ 子育て負担軽減について

<子育て負担軽減について>

○ここ数年の小・中学校でのインフルエンザによる学級閉鎖の状況をお聞かせください。また、今年度に入ってから学級閉鎖はありましたでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

平成 23 年度は、小学校 66 学級、中学校3学級の計 69 学級、平成 24 年度は小学校 11 学級、中学校3学級の計 14 学級、平成 25 年度は小学校 81 学級、中学校に2学級の計 83 学級、平成 26 年度は小学校 49 学級、中学校1学級の計 50 学級、平成 27 年度は小学校のみの 40 学級でございます。平成 28 年度につきましては、現在まで学級閉鎖の報告はございません。

○インフルエンザの流行の状況によって、学級閉鎖の数に大きく差が出ているのが分かりました。予測のつかない学級閉鎖が起こることにより、学校の授業計画にも影響があると思いますが、いかがでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

学級閉鎖になりますと、予定していた授業を計画どおりに実施することができなくなりますので、計画を再度立て直すこととなります。また、校外行事などを計画していた場合には、延期することもございます。

○近隣市の鴻巣市では、教育支援策として中学3年生を限定としたインフルエンザワクチンの公費助成に向け、現在、準備段階にあるとお伺いしました。上尾市の公立中学に通う中学3年生は、2,054人いらっしゃいます。そのうち例えば60%の接種率だとして、1,000円の助成金を出すとすると、およそ123万円ほどとなります。この額を教育支援策に盛り込んでいただきたいと思います。インフルエンザワクチンの校費助成についてのお考えをお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

インフルエンザワクチンの公費助成につきましては、自治体により対応状況がさまざまであることから、他市の状況を注視し、研究してまいります。

○1学年当たりの年間教材費はどのくらいになり、どのような計画で集金されていますでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

平成27年度の1年間にかかった教材費の平均は、小学校では約1万400円、中学校では約2万1,600円です。集金の計画につきましては、年間にかかる教材費をあらかじめ試算した上で、保護者の負担を考慮し、月ごと、または学期ごとに集金計画を立てて集金しております。

○学校によって教材費に差はあるのでしょうか。教材費の内訳は、どういったものになりますでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

各学校では、児童・生徒の実態に即した教材を選定しておりますので、学校による差はございます。教材費の内訳は、ドリル、ワークブック、資料集、画用紙、版画のインク、家庭科の調理実習の材料などにかかる費用でございます。なお、このほかに絵の具セット、習字セット、鍵盤ハーモニカなどの学用品費も各家庭に支出していただいております。

○岩手県では、教育費負担のあり方の検討を重要な視点として、負担軽減の取り組みの実態把握をいたしました。ほんの一例としては、教育委員会においては資料集や問題集の作成、配布、小・中学校では裏紙利用や両面印刷による節約、セット教材の見直し、身近にあるものを教材としての活用、教員がプリントなどを作成、インターネットから著作権フリーの教材をダウンロード、PTA主催のお下がり会の実施などがありました。このように教育委員会や学校では、教材費削減に向けて何か取り組みをしていることはありますか。

(学校教育部長 答弁)

各学校では、教師が自作のプリントを活用したり、デジタル教科書を使用したりして教材の精選に努め、極力教材費が増えないように努めております。また、教育委員会では、年度当初の校長会議で適切な教材を使用するよう通知し、各学校から提出された教材使用届を精査することなどを通して教材費を削減するよう指導しております。

○学用品購入の際、学校から配布されるかわいらしいセット教材の案内は、見れば子どもたちが欲しくなってしまうような内容になっています。ましてや周りのお友達がみんな買うとなると、なおさらで

す。新品のものを買いそろえたいくなるような流れを止めるだけでも、家計は随分と助かります。また、朝顔のプランターは、家にある段ボールやペットボトルを使い、家庭で用意できるものを用いたり、彫刻刀のように卒業した後、家庭では使わないようなものは、卒業時に寄附してもらい、学校内で共有できるようにするなど家庭の負担軽減に向け知恵と工夫を凝らしていく努力を学校や教育委員会にお願いしたいと思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

算数セットや中学校の制服、ジャージなどを保護者から寄附していただき、希望者に譲ったり、貸し出したりするなどの工夫をしている学校もございます。また、段ボールや空箱などの家庭で用意できる材料を図画工作の授業に使用するなどの工夫をしている学校もございます。さらに、算数で使うそろばんや電卓、中学校の体育で使う剣道の防具などの用具、備品類は学校が用意し、家庭の負担とならないよう努めております。教育委員会といたしましては、教材費の負担軽減は極めて大切なことであることから、今後も他市の取り組みなどを参考に負担軽減に努めてまいります。

◆長沢 純 議員

・ 安心・安全な小中学校について

<安心・安全な小中学校について>

○平成 26 年度 16 校が、本年 11 月に、この鴨川小学校の通学路安全マップが公開され、ほかにも 1 校が更新をされ、現時点では 22 校全てが公開するまでに前進することができました。そこで通学路安全マップの更新状況についてお伺いをいたします。

(学校教育部長 答弁)

全小学校が、毎年、必ず見直しを図り、通学路安全マップの更新を行っております。

○通学路安全マップの活用状況についてはいかがでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

通学路安全マップの活用状況でございますが、校内の目立つところに掲示をしたり、ホームページでの公開を行っております。さらに、保護者や地域防犯パトロールの方々などにも配布をし、危険箇所の周知に努めております。

○各小学校のホームページを見ますと、通学路安全マップがそれぞれアイコンの場所も違い、書式も違います。そこで、見やすいホームページ公開への改善について、こちら見ていただくと分かりますけれども、見通しが悪い場所とか、昨年度、交通事故が発生したとか、こういった記号が通学路安全マップの中には記載されています。ところが、各小学校別にばらばらの状態があります。この表示をしていないという学校もあります。そして、このところも、更新時期もはっきりしていない。そういったところもありますので、ホームページ公開への改善について答弁をよろしく願いいたします。

(学校教育部長 答弁)

通学路安全マップは、現在、各学校とも同じ書式で作成をしておりますが、ホームページの掲載場所や表示方法に違いがございます。今後は、書式を統一するだけでなく、見やすさについても整えて、ホームページ

に公開するよう指導してまいります。また、危険箇所や犯罪情報などを盛り込んだ通学路安全マップの作成や見やすさなどにつきましては、より効果的な方法について検討してまいります。

○学校安全パトロールカーは、運行としては中学校区が基本になっています。その中学校区でのパトロールとなっていますけれども、大きな視点で中学校区の安全マップ作成について市の見解をお伺いします。

(学校教育部長 答弁)

中学校区の安全マップの作成についてでございますが、現在、小学校で作成しておりますので、まずは現在作成しているものを小・中学校で共有できるように進めてまいります。

○通学路安全マップの中に、見通しの悪い場所、先ほどちょっと紹介しましたけれども、バツテンのところが見通しの悪いところですか。バツテンのところが見通しの悪い場所、そういう表現がありますけれども、このバツテンの場所の教育委員会としての対策についてお伺いしたいと思います。

(学校教育部長 答弁)

見通しの悪い通学路対策につきましては、場所にもよりますが、教員が付き添っての登下校や地域の方々の協力をいただいて見守りを行うなど、安全な登下校ができるよう努めております。今後につきましては、安全マップを使用して児童・生徒に通学路の危険箇所を知らせるとともに、交通安全指導を行い、自らで危険を回避できるよう取り組んでまいります。

○平成 28 年度が最終年度を迎える埼玉県通学路安全対策の今後の取り組みについてお伺いたします。

(学校教育部長 答弁)

埼玉県通学路安全対策につきましては、上尾市では当初、40カ所の整備を計画しており、平成 28 年度末までに 39カ所が完了すると聞いております。今後の取り組みでございますが、今年度、全小・中学校が通学路安全総点検を実施し、県の関係課に要望書を提出しており、北本県土整備事務所からは平成 29 年度からの第4期計画で上尾市は 30カ所の整備を予定していると聞いております。

○実績として5年で 39カ所ということなのですが、市内小・中学生の平成 27 年一年間の交通事故件数は何件あったのでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

平成 27 年度の交通事故件数は、小学生が 25 件、中学生が 12 件、合計で 37 件でございます。そのうち自転車の事故が 26 件、徒歩の事故が 11 件となっております。

○その事故の事故現場の検証と要因分析、それについてお伺いします。

(学校教育部長 答弁)

事故現場につきましては、学校の管理職などが必ず現地に行き、確認を行っております。また、交通事故の要因といたしましては、飛び出しが 11 件、安全確認不足が9件、無理な横断が3件、相手方の不注意による事故が 14 件ございました。

○平成 27 年度の市P連(市PTA連合会)が年間 180 カ所要望しておりますけれども、そのグラフがこちらになっています。これ平成 19 年から約 10 年間、毎年私もチェックしていきまして、当初、平成 19 年は 198 カ所、お手元にも資料を配布させてもらいましたけれども、198 カ所ありました。現在、28 年度 160 カ所あります。上段が市全体の市P連が出した要望です。

2段目に関して、これは 84 件で、次は 71 件、下が5件という形になっていきますけれども、これについては2番目の 84 件というところは、県、国、警察に要望を出した市P連からの要望を出した場所です。その次、28 年度 71 件については、当初、平成 19 年では 38 件だったのですけれども、今年はやっと異常に多い。市管轄の起因のものが 71 件あります。その他が5件という形になっておりますけれども、このような部門別の集約をしましたけれども、その中でこの 180 カ所ありますけれども、平成 27 年としては 180 カ所ある……27 年度、142 カ所か。年間 200 件近くという形だったと思うのですけれども、要望があるわけですから、そこで 27 年度の事故の発生状況についてお伺いしたいと思います。

(学校教育部長 答弁)

上尾市PTA連合会の危険箇所改善要望書と平成 27 年度の交通事故発生場所を確認しましたところ、4カ所が該当しておりました。

○4カ所が該当しているということですが、平成 26 年度から要望に対する市、県、国別の改善進捗について、3年間あります。26、27、28 と3年間ありますけれども、その3年間の進捗についてお伺いしたいと思います。

(学校教育部長 答弁)

平成 26 年度は 199 カ所の要望がございましたが、このうち市といたしまして対応できる8カ所の工事を行いました。信号機の設置や国道、県道の整備などの要望につきましては、埼玉県警察や北本県土整備事務所に要望いたしました。平成 27 年度は 180 カ所の要望に対しまして、市が対応できる1カ所の工事を行い、その他につきましては同様に国や県に要望いたしました。平成 28 年度につきましては、160 カ所の要望に対しまして、市は3カ所の工事を行う予定でございます。その他につきましては、同様に国や県に要望してまいります。

○3年間で 12 カ所の改善ができたというご答弁でありましたけれども、市P連への回答状況の実態をお伺いしたいと思います。

(学校教育部長 答弁)

危険箇所改善要望書に対しましては、学校保健課、交通防犯課、道路課の3課で通学路安全対策調整会議を行い、整備計画などを一覧にまとめて、上尾市PTA連合会に回答しております。

○今までの教育委員会の予算の推移と、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

(学校教育部長 答弁)

予算の推移でございますが、平成 25 年度は 848 万 8,000 円、平成 26 年度は 692 万 9,000 円、平成 27 年度は 2,720 万円、平成 28 年度が 471 万円でございます。今後の取り組みにつきましては、危険箇所の要望に対しまして、できる箇所から整備を進めてまいります。

○市PTA連合から要望を受けている通学路安全対策について教育長に今度お伺いしたいと思
います。改善要望の場所に、本年、実際に何力所足を運ばれたのか、お伺いします。

(教育長 答弁)

教育長に就任後、これまでの間に2校の危険改善要望箇所の現地調査をいたしてまいりました。

○平成 26 年から3年連続して要望が出ている場所があります。それが尾山台小学校の事例をちょ
っと使いますけれども、尾山台小学校の見沼代用水沿いの溜橋付近なのですけれども、その交差
点について一時停止とか、そういった記号がなかなか、実際の場所は、これが見沼代用水ですから、
この辺なのです。小学校があつて、見えない。ここです。このバツテンよりもちょっと手前なのです。バ
ツテンとは限っていない場所なのですけれども、この場所が見沼代用水、溜橋付近の交差点です。
あと、それぞれ学校全て見てきました。東町小学校については、よく話が出ています。氷川神社の
五差路の話、これが毎年、3年間連続して出ています。原市南小学校については、歩道橋の整備
について。その歩道の整備とか、それとむじなや公園の近くの停止線がないよとか、そういった要望
もあります。原市小学校については、ゆうゆうじらの近くの交差点、変則の五差路があるのですけれ
ども、その交差点のところ。あと瓦葺小学校は、学校の前のスピード対策とか、そういった形が毎年
のように出ています。これが3年連続出ているということも結構あります。

それで、こういったものが3年間連続して出ているのに、なぜ改善できないのか。教育長が、本年
2回現地調査をされたということですが、その後どのようなアクションをされたのか、お伺いしたいと思
います。

(教育長 答弁)

危険箇所につきましては、報告を受け、多くあることを存じ上げております。また、地域の方々からもたくさん
のご協力をいただいていることも伺っております。尾山台小学校の要望に対しての対応をしてまいりましたが、
現地調査の状況、それから現地調査の結果等を関係各課に伝えるとともに、改善に向けて十分な協議を行
うよう指示をいたしたところであります。また、北本県土整備事務所や上尾警察署などの関係機関にも働きか
け、協力を求めてまいりたいと考えております。

○市内中学校の自転車通学の実態として、自転車通学の条件と利用者数についてお伺いをいたし
ます。

(学校教育部長 答弁)

自転車通学の条件につきましては、各学校が独自に定めており、おおむね自宅からの距離を条件としてお
ります。自転車通学者数は、自転車通学を許可している8校で合計 574 名でございます。

○自転車通学者への指導方法についてお伺いいたします。

(学校教育部長 答弁)

自転車通学を許可している学校では、年度の初めに自転車通学の決まりを作成し、指導しております。また、
交通ルールについての確認、ヘルメット着用指導、自転車点検の方法なども指導しております。さらに、必要
に応じて交通安全講習会や交通ルールのビデオ視聴、警察の方に指導してもらうなど各学校がさまざまな取
り組みを行い、生徒が交通ルールを遵守できるよう努めております。

○課外授業での自転車利用状況についてお伺いします。

(学校教育部長 答弁)

部活動での大会や近隣の中学校と練習試合を行う際には、全中学校が自転車通学を許可していない生徒においても自転車の利用を認めております。

○中学生へのヘルメット着用率についてお伺いします。

(学校教育部長 答弁)

自転車通学を許可している学校では、昨年度からヘルメットの着用を義務付けていることから、現、中学3年生の中には着用していない生徒もおります。引き続き現在ヘルメットを着用していない生徒に、ヘルメットの着用を働きかけるとともに、自転車を利用する中学生に対してヘルメットを着用することが安全上極めて有効であることを指導し、ヘルメットの着用率が向上するよう努めてまいります。

○課外授業も含めた今後の自転車利用への取り組みについてお伺いをいたします。

(学校教育部長 答弁)

各学校では、ヘルメットの着用はもちろんのこと、左側通行をする、並列走行はしない、雨天ではかつぱを着用するなどの指導や、交通ルールについて適宜指導をしております。今後につきましては、自転車通学者のヘルメット着用率100%を目指すとともに、自転車通学における安全確保の徹底に取り組んでまいります。

○上尾市の除染状況について、上尾市内小・中学校の空間放射線測定状況についてお伺いをいたします。

(学校教育部長 答弁)

各学校では、毎月1度、定められた定点と、もう一カ所の2カ所で放射線測定を行い、教育委員会に報告しております。なお、全小・中学校の測定結果は、上尾市の基準である0.23マイクロシーベルトを大幅に下回っております。

○各学校の学校だよりをホームページでも公開していますので、見させてもらったところ、放射線量を毎月記載しているところや、ほとんど掲載していない小学校もあります。そこで、測定結果の公開状況についてお伺いをいたします。

(学校教育部長 答弁)

全ての学校が公開しているわけではございませんが、学校ごとに学校だよりやホームページで公開しております。

○小・中学生への身体への影響についてお伺いしたいと思います。

(学校教育部長 答弁)

上尾市では、国が示した基準の0.23マイクロシーベルトを大きく下回っておりますので、これに基づきますと体への影響はないものと考えております。

○学校によっては、除染した土がどこにあるか把握されていない学校もありました。除染した土の保管、管理状況についてお伺いいたします。

(教育総務部長 答弁)

学校敷地内の除染作業で発生した汚染土の保管については、国等のガイドラインや市の対応マニュアルに即して対応しており、具体的な保管方法は長沢議員ご指摘のとおりですが、厚手のビニール袋に入れられた汚染土を地中に埋める際に、全体を遮水シートでくるむように覆い、その上に 30 センチメートル以上の覆土を行うなどの安全対策をとっております。また、埋設地については、掘り起こされないように鉄製パイプによる囲いを設け、みだりに児童・生徒が入らないようにしております。この汚染土の保管期間については、国等のガイドラインに即して対応しますが、現在のところ、その期間は明確になっておりません。なお、学校管理者等の異動により、埋設地の管理がおろそかにならないよう適切な管理について周知や引き継ぎも確実に行ってまいります。

○学校側の管理者については引き継ぎされるというお話でしたけれども、周辺の住民、PTAの方への周知についてお伺いしたいと思います。

(教育総務部長 答弁)

汚染土の埋設地については、PTA活動や学校行事等の際に、保護者や周辺住民がむやみに入らないよう、看板や活動前の声かけ等により注意喚起を行い、管理の徹底を図ります。

◆橋北 富雄 議員

・ 上尾市の危機管理について

<上尾市の危機管理について>

○上尾市の危機管理についてお伺いをいたします。危機管理は、いざというときの対処を意味するものですが、予備や準備がなければ的確に対応することはできないと思います。小・中学校の連絡はどのようになっているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

教育委員会では、市の危機管理防災課や埼玉県から情報提供を受けた場合、各小・中学校に対して電話や電子メール、ファクスで速やかに連絡をしております。

○小・中学校の防犯カメラの設置状況についてお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

防犯カメラは、小・中学校全てに設置してあります。設置台数は、小学校全校で 99 台、中学校全校で 57 台でございます。

[平成28年12月13日(火曜日)]

◆小川 明仁 議員

・ 文化行政について

<文化行政について>

○このたびの摘田畑作農具の国登録に至った経緯と、その価値、また登録の手続についてお聞きをいたします。

(教育総務部長 答弁)

上尾の摘田畑作用具は、上尾市域で昭和 40 年代まで行われていた摘田と呼ばれる種もみを直まき栽培する稲作農法と、上尾の主要な農業であった畑作で使われていた農具で構成される文化財です。

この文化財は、畑作地域における稲作の地域的な特徴を示し、日本の農耕文化の変遷を考える上で注目される資料として摘田用具 309 点、畑作用具 212 点の計 521 点が平成 28 年3月2日に国登録有形民俗文化財に登録されました。この登録により、国登録有形民俗文化財は全国で 42 件、埼玉県で3件となりました。登録に際しましては、文化庁や埼玉県教育委員会による現地調査を含め、さまざまな指導を受けながら、学識経験者による資料整理作業を行い、手続を進めてまいりました。

○埼玉県内では3件目というお話でした。それをもって、今回は大変貴重な資料であるということがうかがえます。全部で合わせて 521 点、これらの用具を一つ一つ収集するということは大変だったということが推察されます。その用具収集の経緯について教えてください。

(教育総務部長 答弁)

上尾市域の農具を系統的に保存、活用するために、昭和 55 年から平成 18 年までの 26 年間に市教育委員会が収集し、平成 21 年には映像記録「上尾の摘田」が制作されています。農具の収集につきましては、必要に応じて継続しており、今後も保存と活用に努めてまいります。

○先月の 11 月に市民ギャラリーで農具展ということで開催されました展示会について、その概要を教えてください。

(教育総務部長 答弁)

上尾の摘田畑作用具展は、文化庁が定める文化財保護強調週間に合わせて、平成 28 年 11 月 19 日の土曜日から同月 29 日の月曜日までの 11 日間、開催いたしました。内容は、一連の作業で使用された農具を作業工程の順番に展示し、文章に写真やイラストを加え、分かりやすい解説となるよう努めました。

○展示会にお越しいただきました来場者の感想や意見について、どのようなものが寄せられたでしょうか、教えてください。

(教育総務部長 答弁)

11 日間の開催期間で 321 名の方にご来場いただきました。来場者からは、幼少時に農作業を手伝った経験があり、懐かしかったという感想や、解説や映像があるため分かりやすいというご意見をいただきました。

○今後の保管場所についての検討状況について、またこのような文化財に対する国の補助金等があれば、それを活用も視野に入れた検討もしていただきたいところでありますが、その状況についてお聞きいたします。

(教育総務部長 答弁)

現在、上尾の摘田畑作用具の多くは、大石南小学校の余裕教室で保管し、その他の民具につきましては平方にある文化財収蔵庫で保管しております。今後は、国の登録文化財という資料の重要性を鑑み、適切

に保管、管理ができる新たな場所についても検討していきたいと考えております。

国の補助金につきましては、民俗文化財伝承活用等事業費国庫補助金を活用して資料の整理事業を実施する予定です。

○収集、保管をするだけでなく、積極的にその価値を広報していくこと。そして、郷土意識の醸成といった次世代に向けた教育にも、私はこれらの文化財の持つ可能性を大いに感じております。

そこで、こういった文化財を地域の歴史資料として活用する方法について、その方向性をお聞きたいします。

(教育総務部長 答弁)

文化財について詳細な調査を実施し、その成果を調査報告書や映像記録として刊行しております。また、調査成果に基づいて文化財の展示や講座等の普及啓発事業を実施しております。

昨日、星野議員さんからの質問にもありましたように、新図書館複合施設内に新たに郷土資料コーナーを整備し、地域の歴史資料をより効果的に活用できる事業を実施していきたいと考えております。一例を挙げますと、市長マニフェストでも掲げております動画や写真などの映像資料で構成されるデジタルミュージアムの内容をこの郷土資料コーナーの中で体験し、視聴や調べ学習を行うことができる場としていきたいと考えております。

○美術の分野における文化芸術施策として、私は平成 25 年3月の議会において、当時の市民ギャラリー、市役所ギャラリーの管理一元化の提案を行いました。その後、条例改正により、現在上尾市ギャラリー条例によって運営をされていますが、その経緯についてお聞きたいします。

(教育総務部長 答弁)

教育委員会では、美術に関する展示や鑑賞の場を提供するため市民ギャラリーを運営し、設備の整備充実を図ってまいりました。また、市庁舎東側には、庁舎の一部として運営されてきた市役所ギャラリーがございました。この2つのギャラリーについては、平成 25 年度に条例を改正し、上尾市ギャラリーと位置付け、教育委員会で一体的な運営を行うこととし、市民の芸術文化活動の支援を行ってきたところでございます。

○ギャラリーの利用形態変更後の利用状況、利用率も併せて、販売を伴う展示会の活用といった状況について教えてください。

(教育総務部長 答弁)

条例改正では、市民ギャラリーの使用料の額の引き上げと市役所ギャラリーの有料化を行いました。改正後の市民ギャラリーの利用率は、平成 26 年度は 100%、平成 27 年度は 91.84%、平成 28 年度が 100%となっており、改正前と変わらず、おおむね 100%の利用率を保っています。また、市役所ギャラリーでは、改正前は平均して6割ほどの利用率であったものが、平成 26 年度から平成 28 年度までの利用率は、それぞれ 91.3%、100%、97.9%となっております。条例改正により市民ギャラリーにおいて展示作品やそれに関連する図録等の販売も可能となり、利用できる芸術活動の幅を広げております。今まで平成 26 年度に1件、平成 28 年度に3件の販売を伴う展示会が開催されました。これらの展示会は、芸術家の成果発表の場として、同時にそれを鑑賞する人々にとりまして、レベルの高い作品に触れることができる貴重な機会となりました。

また、平成 26 年度に開催された書の個展はチャリティー展として行われ、個展での売上金は、原発風評被害からの復興支援として本宮市に寄附されました。

○音による瞬間の芸術である音楽分野における文化芸術振興に向けた施策の展開についてどのようなことが行われているか、お聞きいたします。

(教育総務部長 答弁)

現在、国内外で活躍されている上尾市在住または上尾出身の多くの音楽家の皆さんがそのすぐれた才能を地元でも発揮できるような支援策を展開しております。平成 26 年度から5年間の計画で上尾市ゆかりの音楽家によるあげおクラシックコンサートを開催しており、鑑賞に訪れた市民の皆さんに大変好評で、今年度のコンサートも早々にチケットが完売となっております。

こうしたコンサートでは、音楽家の方々の演奏活動を支援すると同時に、市民の皆さんには本格的なクラシック音楽を気楽に楽しむことができる機会となっております。また、上尾の児童がクラシックコンサートを鑑賞することの楽しさを体験できるよう、あげおクラシックコンサートの出演者によるアウトリーチコンサート、出張コンサートを小学校で実施しております。初年度は1校で実施しましたが、平成 27 年度、28 年度についてはそれぞれ5校ずつで開催し、平成 30 年度までには市内の小学校を一めぐりする予定となっております。この小学校でのアウトリーチコンサートによって、子どもたちの夢が大きく広がり、出演者のような音楽家を目指す子どもが一人でも多くあられることも期待しております。

○上尾市ゆかりの音楽家支援が5年間で終了した後にはどのような文化芸術振興の施策を展開していくのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

上尾市には文化芸術活動をしている皆さんが多くいらっしゃいます。こうした皆さんが地域で活発な文化芸術活動を行うこと、そして同時に、文化芸術に身近に触れることができる施策を市民の皆さんがふるさととして誇りの持てる郷土上尾の実現に寄与するよう展開していきたいと考えております。そのため教育委員会では、総合計画に基づき、新たな文化芸術事業の実施など文化芸術に携わる市民の皆さんに対する支援について充実していきたいと考えております。

○(仮称)文化芸術振興基本計画の策定の方向性についてお聞きいたします。

(教育総務部長 答弁)

現在、上尾市総合計画に基づき、上尾市美術展覧会、市民音楽祭、上尾市ギャラリーの運営といった施策を継続して行っているところです。また、平成 26 年度から芸術活動の拠点となる施設である上尾市文化センター、上尾市コミュニティセンター、イコス上尾とも共催、協力などで連携し、文化芸術事業に取り組んでおります。

今後は、市民ニーズを踏まえ、上尾市の特性に応じた新たな支援の方策について、計画の策定などを視野に入れながら、総合計画に基づき(仮称)文化芸術振興基本方針の策定について検討してまいりたいと考えております。

◆道下 文男 議員

・ 上尾の教育方針について

<上尾の教育方針について>

○上尾市の小・中学校の最近5年間の不登校児童・生徒数と推移をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

小学校では、平成 23 年度、27 人、24 年度、26 人、25 年度、20 人、26 年度、15 人と減少傾向にございましたが、27 年度、19 人と増加に転じております。中学校では、平成 23 年度、106 人、24 年度、101 人、25 年度から 27 年度までの3年間は 116 人で、横ばいの状態でございます。

○名古屋大学の准教授が発表した分析結果では、不登校理由の認識が学校側と不登校生徒本人で大きくかけ離れているとのこととあります。不登校の理由を教職員との関係を挙げたのは、学校側が回答した調査では、生徒の 1.6%、これに対して生徒本人が回答した調査では、その約 16 倍に上る 26.2%であります。上尾市においては、不登校児童生徒の主な要因をどのように把握しているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

不登校の要因はさまざまございますが、主な要因として、学校における集団生活への不安、学業不振から来る無気力、あるいはインターネットやゲームの影響、家庭環境の複雑化などが挙げられます。

○それぞれの要因に対して、市の教育委員会の対応はどのようにしているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

教育委員会では、学校や本人及び保護者からの相談を受け、児童・生徒の不安などを解消するための体制づくりをしております。また、不登校児童・生徒のための適応指導教室を開設し、学校への復帰を支援しております。さらに、家庭や関係機関との連携を深めることにより不登校の解決に当たるスクールソーシャルワーカーを2名配置して対応を行っております。

○先ほど中学校の不登校生徒数が小学校の不登校児童数と比べて大きく増加しておりますけれども、その理由と教育委員会の対応をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

小学校から中学校への進学において、新しい環境で生じる生活上や学習上の変化や人間関係の複雑化などの、いわゆる中1ギャップが主な理由であると考えております。そこで、中学校1年生に対してよりきめ細やかな対応ができるようアップスマイル教員を配置しております。また、中学校全校にさわやか相談室相談員を配置するとともに、平成 25 年度にスクールソーシャルワーカーを2名配置とし、平成 27 年度に教育センターの相談員を1名増員するなどの対応をしております。

○不登校児童・生徒の学力について、そのつまづきがまた要因になっているということとありますけれども、これはどう把握して対応しているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

不登校児童・生徒に対しましては、学級担任が定期的に家庭訪問し、状況を把握するとともに適宜個別指導をしております。さらに、適応指導教室に通級している児童・生徒には、指導員や学習支援ボランティアが学習のサポートをしております。

○不登校の対応について、さわやか相談室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々の協力が不可欠であります。それぞれの役割についてお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

さわやか相談室相談員は、学校生活で生じるさまざまな問題に対する悩みを受け止め、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう相談に応じております。スクールカウンセラーは、臨床心理に關しての専門的な知識、経験を有し、教職員や保護者への助言、援助を行うとともに、児童・生徒の心の相談に当たっております。スクールソーシャルワーカーは、教育分野に關する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、さまざまな環境への働きかけや關係機關などとのネットワークを活用するなどして、家庭への支援に当たっております。

○その効果を上げるための取り組みをどのように行っているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

効果を上げるためにさわやか相談室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが情報を共有し合うとともに、学級担任とも連携を図ることで、個々に動くのではなく組織的に対応しております。

○学校は全ての子どもたちが自分の能力を発揮でき、また、楽しく通える学びの場であります。そのような不登校が生じない学校づくりが重要であると思いますが、市の見解をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

不登校の問題はさまざまな要因により生じておりますが、全ての児童・生徒が不登校にならず、学校に安心して通えることが極めて大切であると認識しております。

○先日、公明党の研修で久喜市の中学校でのコミュニティ・スクールについて学ぶことができました。学校だけではなく、保護者や地域の方々とともに学校の課題解決に向け取り組む、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであります。不登校対策の一環として、市教育委員会の見解をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

コミュニティ・スクールは、地域社会が一体となって子どもたちを育ていく学校であると認識しております。本市といたしましても、今後の導入に向けて、国や県の動向を見据え研究してまいります。

○不登校対策として、もう一つ、フリースクールなどの学校外の居場所づくりも効果的な対策と思われます。上尾市でフリースクールに通っている児童・生徒数と、市教育委員会の見解をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

現在、各学校からフリースクールに通っていると報告されている児童・生徒は、小学生が1名、中学生が8名でございます。フリースクールにつきましては、学校へ登校することができない児童・生徒が学習する一つの選択肢であると捉えております。

○今後の不登校対策推進において、この市教育委員会として総合的にどのような方策を考えているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

各学校では、不登校児童・生徒について、担任だけではなく、学年の教員やさわやか相談室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが一体となって組織的にサポートしております。教育委員会といたしましても、さまざまな知識や能力を有している専門スタッフが組織的にサポートすることは極めて重

要であると認識しており、引き続き支援体制の充実を図ってまいります。

○今後どのように不登校児童・生徒に対するサポートするのか。また、そのサポートに対する市教育委員会の見解をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

ただいまも申し上げたところでございますが、学校にはスクールカウンセラー、さわやか相談室相談員、スクールソーシャルワーカーなどさまざまな人間が不登校のために携わっております。そのような専門的スタッフを組織的にサポートしているので、引き続き支援体制の充実を図ってまいります。

○ことし4月に就任をしていただきました、現場主義の池野教育長から、この不登校のことも含めて教育方針について答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(教育長 答弁)

不登校対策の中で、教育長の教育方針についてご質問いただきましたので、お答えを申し上げます。

各学校の不登校や長期欠席を減らすために最も重要なこと、それはこれを指導、支援する立場にございませぬ教育委員会が上尾市としての目指す児童・生徒像を明確化して、多角的な根拠に基づいた実証的で効果的な施策を速やかに講じていくことであると考えております。未来社会の担い手となる子どもたちは、自らの人生を主体的に切り開くとともに、相互に助け合っ、よりよい社会の構築に貢献し、たくましく生き抜く資質や能力を育むことを期待されております。

こうした子どもたちの教育に当たる上で、我が国が一貫して大切にし、また現在まで継承され、これまで大きな成果をおさめてまいりました教育理念こそ、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、3者が一体となって心身ともに健やかな子どもの育成を目指すという理念でございます。子どもたちがその発達段階に応じて、上尾の市民であることの自覚を持ち、将来、よりよい社会の形成者として成人することが教育の目指すべきところであると考えております。その実現のためには、やはり学校、家庭、地域の一層の連携、協働が望まれるところでございます。

さて、学校が抱える喫緊の課題の一つであります不登校問題へのアプローチも、チーム学校として家庭との基礎情報の共有化、多角的な根拠に基づく合理的な判断に努めるとともに、地域社会、特に関係諸機関との連携を深める、これが肝要であると存じます。

具体的に申し上げますと、まず第1には、やはり現在不登校あるいは長期欠席の状態にある児童・生徒へのよりきめ細やかな対応でございます。学校、教育センターが中心となって、学校の担任、そしてさわやか相談室相談員、そして教育センターにおりますスクールカウンセラー、臨床心理士並びにスクールソーシャルワーカーなど、それぞれの専門性を生かしたスタッフによる総合的な支援システムでございます。不登校児童・生徒の状況は、まさに千差万別であり、その実態に合った支援が必要とされております。特に中学生の場合には、義務教育修了と併せ進路決定という人生の大きな節目を迎えることとなります。たくさんの可能性を秘めた将来への希望、夢が実現できる道筋を本人、保護者とともに考え、支援していくことが重要であると考えます。

第2は、それ以上に私は大切だと思っておりますが、やはり新たな不登校を生まないための魅力的な学校づくりの推進であります。小学校6年間、中学校3年間、あるいは義務教育9年間の見通しのもとに、児童・生徒が喜んで通い、良好な対人関係の中で互いに切磋琢磨しつつ成長することのできる学校づくりでございます。これにより、不登校の主な原因であるコミュニケーション能力の不足に対処するための居場所づくりや社会性を身につけるためのきずなづくりを目指すことが肝要であると思っております。また、主体的な学びを進め、友達と協力して、ともに学び合うことを通して、自分は人の役に立つ人間である、あるいは人から感謝された、あ

るいは人から認められたという、いわゆる自己有用感を育むことを目指してまいります。

道下議員ご指摘のとおり、現在、不登校児童・生徒が安心安全に落ちついて学習できる体制整備の一環として、フリースクールは社会的にも認められ、本市の児童・生徒もそこで学んでおります。また、埼玉県教育委員会では、総合的不登校対策の中に県公立高等学校の入学選抜制度に関して、不登校枠を設けるなど特別な配慮を講じております。

今後とも、こうした国や県など社会の情勢の変化にも注視しつつ、教育委員会として、やはり学校、家庭、地域の持つそれぞれの教育力を一つに束ね、不登校対策はもとより、さまざまな教育課題に積極的に対応するべく努力してまいり所存でございますので、御理解、御支援賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

◆浦和 三郎 議員

・ 中学生の職場体験2Dayチャレンジについて

<中学生の職場体験2Dayチャレンジについて>

○中学生の職場体験学習2Daysチャレンジについて質問をいたします。2Daysチャレンジの目的と目標についてお聞きをいたします。また、職業体験で受け入れていただきました事業所、保護者、学校おのおのの感想、意見をお聞かせください。体験学習を終えた生徒の率直な感想をお聞かせください。次年度に向けた課題をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

中学生の職場体験2Daysチャレンジについて、4点ご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目の2Daysチャレンジの目的と目標についてでございますが、目的は地域での社会体験活動や人との触れ合いを通して子どもたちに将来社会人としての必要な資質や能力を育むことでございます。また、目標は生徒の職業に対する興味、関心を喚起するとともに、望ましい勤労観や職業観を確立することでございます。

2点目についてでございますが、生徒を受け入れた事業所からは、子どもたちがどんな仕事に向いているのかなどを知るきっかけとなり、仕事を通して人への感謝の気持ちを持つようになるなどの感想をいただいております。保護者からは、我が子が社会の仕組みに興味を持つようになった、周りへの気遣いをするようになったなどの声をいただいております。また、各学校からは、生徒が社会に出る上で必要な礼儀やマナー、言葉遣いを学ぶよい機会になった。働くことの意義を深く考えるきっかけとなったなどが挙げられております。事業所からの特徴的な意見といたしましては、体験をした子どもたちが目を輝かせ、一生懸命に取り組んでいたなどのお褒めの言葉をたくさんいただきましたが、中には、中学生にどこまで任せられるか、迷ってしまうなどの意見もございました。

3点目の職場体験を終えた生徒の率直な感想についてでございますが、働くことによって生活が成り立ち、仕事によって充実感を味わうことができることが分かった。毎日仕事をする親の大変さが分かり、感謝の気持ちを持つようになったなどがございました。

4点目の次年度への向けての課題につきましては、事業所までの移動の安全確保や受け入れ事業所の拡大などがございます。

○営業目的の食堂と異なって、子ども食堂に特化した全国的な許可制度がないのが現状です。埼玉県には、先ほど質問でお話したとおり特例規定がないため、子どもたちが集まってきたその場で調理し、温かいものを温かいうちに食べることができない状況であります。そこで、公民館などを会場として利用して、条例や規則に照らして、できること、できないことをお聞かせください。

(教育総務部長 答弁)

公民館を利用するには、生涯学習、社会教育を目的に、おおむね市内在住、在勤の5人以上の団体登録が必要となりますが、飲食、会食を目的とした利用や登録団体の構成員以外の参加を見込んだ利用はできないことになっております。

○生活保護家庭を対象にした学習支援教室を増加するというのを、この間、報告を受けました。上尾市の学校教育において学力水準の低い子どもに対して、学力向上のためにどんな指導を行っているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

各学校では、教師が児童・生徒一人一人のつまづきを把握し、小集団指導やヒントカードを提示するなど、個に応じた指導に努めております。また、複数の教員で指導するチームティーチングや習熟度別に少人数で指導する体制をつくり、きめ細やかな指導、支援を行えるよう創意工夫をしております。さらに、放課後や長期休業期間中に補充学習を行うなど、さまざまな取り組みを通して、学力に課題のある子どもたちの支援に努めております。

○中学生の職場体験の2Daysチャレンジについてお聞きをいたします。まず最初に、職場体験の全体像を明確にするために、上尾市内に存在する業種別の数をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

上尾市内に存在する業種数は、平成27年度統計あげおによりますと17業種でございます。

○体験学習、職場体験にご協力いただいています受け入れ先の事業所を職種別にお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

受け入れ先事業所の職種は、卸売小売業、医療、福祉、宿泊、飲食サービス業、教育学習支援業、運輸郵便業、製造業、農業、建設、公務などでございます。

○生徒たちがどのようなところで職場体験を行っているか、受け入れ先が最も多い職種をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

受け入れ先で最も多い職種は卸売小売業でございます。

○最近、先生方とお話しする機会がありまして、資料作成とか何かですごく事務作業で先生の業務が多忙になっているという話を聞いていますが、事業所選定が、さらに先生方の仕事量を増やすような要因にはなっていないと思いますけれども、受け入れ先の事業所選定と受け入れ要請はどこがどのように行っているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

受け入れ先の事業所につきましては、教育委員会が受け入れ先事業所の意向を確認した上でリストを作成し、各中学校に提示しております。その中から各学校ごとに受け入れ事業所を選定し、校長が最終的に決定しております。受け入れ要請は各学校が行っております。

○それから、受け入れ事業所と事前打ち合わせを行っているのかどうか。また、その方法をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

受け入れ事業所との事前の打ち合わせは、各中学校の教員が事業所に直接伺い、行っております。また、体験する生徒も事前に事業所を訪問し、体験する内容などについて指導していただいております。

○生徒には、この職場体験をするということの動機付け、それから意識付け、どのように行っているのか。また、その内容をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

生徒には、総合的な学習の時間や学級活動などで職場体験の狙いや職場体験をする上での心構えやマナー、事業所の仕事内容について指導し、意識付けを図っております。

○厚労省のデータでは、新規中学卒業者の卒業後3年以内の離職率が63%と発表をされています。勤労観、職業観を植えつける時間を増やす必要があると感じる次第でございます。この職業体験は、何をどのように評価しているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

職場体験の生徒に対する評価は、各中学校で事前、事後の学習で生徒が作成した活動報告書や事業所からのアンケートなどをもとに職業への興味、関心や望ましい勤労観、職業観などを観点として思っております。

○受け入れ事業所の業種が多様化する中で、受け入れ事業所の今後の拡大の方法をお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

この事業につきましては、上尾市中学生社会体験チャレンジ推進委員会を設置し、当初から事業所の拡大について検討しております。委員には、上尾商工会議所、上尾商店街連合会など関係団体の方々にご協力いただいております。また、毎年「広報あげお」5月号に、受け入れ事業所の募集を掲載するなどにより受け入れ事業所数の拡大に取り組んでおります。

○商工課とか商工会議所、観光協会との連携を図っているのか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

上尾商工会議所とは、ただいま答弁いたしましたように上尾市中学生社会体験チャレンジ推進委員会を通じて連携を図っておりますが、上尾市商工課、上尾市観光協会との連携はしてございません。

○製造業の受け入れが少ないということは、製造業への受け入れ要請は行っているのかをお聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

生徒の安全性の担保が難しいことから、製造業に特化しての受け入れ要請はしておりませんが、今後、受け入れ要請が可能かどうかは検討してまいります。

○進路指導を行う上で、担当の担任の先生の一番の悩みというのは何でしょうか、お聞かせください。

(学校教育部長 答弁)

中学校の担任といたしましては、生徒の希望や保護者の意向を受けて、進路希望校に合格できるよう学力を上げさせるために、いかに適切な指導や助言ができるかでございます。

◆秋山 もえ 議員

・ 今ある9つの図書館の充実と新図書館建設問題について

<今ある9つの図書館の充実と新図書館建設問題について>

○市は不動産鑑定業者に用地買収価格を算出するための不動産鑑定評価を今年の1月 12 日に依頼をし、3月 25 日に完了報告がなされ、不動産鑑定評価書が納品されました。本来ならば、これを参考にしながらも、公金を使って用地を買収する市として、自ら調査をし、判断、決定をしていく必要があります。しかし、市は業者の判断をそのまま市の判断としました。3年半前に売買契約があった土地、建物が用地の中に含まれているわけですから、当然この売買契約の中身について調査をする必要があったと考えます。なぜ市は、土地の現所有者である株式会社クライズが前所有者である大江化学工業株式会社から購入した売買価格について調査をしなかったのか、伺います。

(教育総務部長 答弁)

対象の不動産の補償額のうち、土地は不動産鑑定士に依頼し、正常価格を求め、物件の補償は現在の建物の補償額を国、県の基準に基づいて正当な補償の額を算出しており、以前の売買価格については直接的に補償額を決定するものではありません。よって、改めて売買当事者には確認はしておりません。

○埼玉県公共用地の取得に伴う損失補償基準は、土地の補償額算定の基本原則として、第8条で、取得する土地に対しては正常な取引価格をもって補償するものとするという規定があります。そして、第9条では、正常な取引価格は近傍類地の取引価格を基準とするものとし、さらに土地所有者が当該土地を取得するために支払った金額は正常な取引価格を定める場合において参考となるものとする規定しております。つまり株式会社クライズが大江化学工業株式会社から幾らで買ったのかということが正常な取引価格を決める際の参考になるのだということです。この規約にのっとり上尾市がきちんと調査をしていれば、まさか株式会社クライズが 2,400 万円で取得をした土地、建物に対し、常識を逸脱した約4倍となる 9,511 万円もの買収価格を認めることなどあり得なかったのではないですか。市の契約は県の基準に準拠していないと考えますが、いかがですか。

(教育総務部長 答弁)

上尾市の契約は、埼玉県県土整備部、都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び関係基準に基づいて算出された金額であり、準拠しております。

○今回の住民監査請求を通して、株式会社クライズが大江化学から購入をした価格が初めて明らかとなったわけです。2,400 万円だったことが明らかとなりました。この金額を知った今でも、やはり9,511 万円は正常な取引価格であったと自信を持って言えますか。

(教育総務部長 答弁)

民間の売買においては、その価格に国、県が定める補償基準等適用せず、事業の採算性等を勘案して、双方の間で自由意思に基づいて取引なされます。一方、公共用地の取得による補償では、土地、建物それぞれに対し、国、県が定める補償基準等による客観的ルールに基づいて算定されるという大きな違いがございます。この補償額については、国、県の公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づき算出した正常な価格と認識しております。

○9,511 万円が正常な価格であると、市長は胸を張って言えますか。2,400 万円の土地と建物を市が4倍の価格で買収したことにに対し、一体税金を何だと思っているのだと、豊洲問題と同じだ、利権が絡んでいるのではないのか、どうなっているのだ、上尾市は、こういう声は今市民の中に広がっています。市長、この買収価格について、市民の理解が得られているかどうか、その点について市長はどうお思いか、伺います。

(市長 答弁)

ただいま教育総務部長が答弁をいたしました。定められたルールに基づいた中で正常な価格だと私は思っております。

○新図書館の開館により図書館サービスが充実すると強調しています。充実の中身は、図書資料が現本館よりも約 13 万冊増え、約 43 万冊の収蔵が可能になる点だとしています。では、そもそも図書館資料費は増やされてきているのでしょうか。過去5年間の図書館資料費の推移を伺います。

(教育総務部長 答弁)

過去5年間の図書に関する決算額は、平成 23 年度、3,061 万 3,000 円、平成 24 年度、3,102 万 6,000 円、平成 25 年度、3,394 万 1,000 円、平成 26 年度、3,012 万 4,000 円、平成 27 年度で 3,061 万 5,000 円となっております。

○図書館資料費を増やし、新刊の本の購入、これを進めていくことは図書館がすべき第一の仕事であります。新図書館の建設以前に計画的に推進すべきことでもあります。図書館資料費を増やしていく計画はどうなっているか、伺います。

(教育総務部長 答弁)

第2次上尾市図書館サービス計画に沿って、行財政3か年実施計画の中で検討してまいります。

○上尾市の人口1人当たり 155 円の図書資料費を5年後には 160 円にするという数値目標が書かれています。私は、この数値目標を見る限り、新図書館ができることで充実した図書サービスが提供されることになるとは、とても思えません。新しい本、新刊の購入と廃棄をしていく本、除籍の割合について、過去5年間の推移を伺います。

(教育総務部長 答弁)

新刊と除籍数ですが、過去5年間で見ると図書館資料数は約 8,300 冊増えておりますが、平成 27 年度

は新刊約1万9,000冊に対し、除籍は約2万5,000冊で、約6,000冊の資料の減となっております。

○先日、特別閉架の本をお願いしたところ、2日後には届きました。市内2カ所にある特別閉架書庫にある本の貸し出し、それはそれぞれ平均で月何冊なのか、伺います。また、もし本当に通常1週間かかっているとすれば、そもそも改善策、例えばリクエストに応じて特別閉架書庫へ職員が随時本を取りに行くなど、こういう改善策を考えているのか、伺います。

(教育総務部長 答弁)

特別閉架は、平方東小、平方北小の2カ所にあり、平方東小については、平方分館に併設しているため平方分館で取り扱いをしますが、平方北小にある特別閉架については、本館職員が回収と返却を行っております。特別閉架の資料は、発行年数は古いが、同様の資料がほかに発行されていないなど除籍対象にならないもののうち、利用者ニーズの低い資料を移動したものでございます。特別閉架の月平均の貸し出しは約70冊で、そのうち平方北小にある特別閉架は約20冊になります。1週間で平均約5冊と利用件数が少ないことから、1週間に1回職員が出向いております。予約に応じて本館職員が随時訪問することは、効率的な面から難しいと考えております。

○新図書館建設においては自動化書庫の導入が検討されております。自動化書庫の導入コスト、保守整備の年間管理費など必要経費は幾らになるか、伺います。

(教育総務部長 答弁)

導入時の費用は約2億円、維持管理費は年間の保守点検費で約250万円ぐらいと想定しております。

○「広報あげお」10月号には、開館時間も拡大を検討とあります。そこで、伺います。現在、平日に午後しか開館していない5つの分館について、終日開く場合のコスト、人件費や光熱費などだと思います。コストは幾らになりますか。

(教育総務部長 答弁)

平方分館、たちばな分館及び3公民館図書室は、土曜、日曜、祝日と夏季期間中を除き、午後1時30分からの開館となっております。他の分館と同様に10時開館とし、現状で実施した場合、人件費相当として、委託しているカウンター業務委託料は現在約8,000万円ですが、約900万円の増加が見込まれます。また、光熱費につきましては現在約500万円ですが、約100万円の増加と想定しております。

○例えば全ての分館について本館同様の開館、閉館時間とした場合のコストについては幾らになりますか。

(教育総務部長 答弁)

図書館分館も本館同様の開館時間とした場合は、分館、公民館図書室合わせ約4,000万円の増加が見込まれます。光熱費につきましては約320万円の増加が見込まれます。

○分館の開館時間の拡大、また閉館時間の延長については、いつ実施をするのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

新図書館が整備されることにより、センター機能も充実した図書を備える新図書館を中心として図書館ネットワークをさらに向上させ、利用者の身近な地域の分館等で、これまで以上に充実したサービスを受けるこ

とが可能となります。このためには、分館、公民館図書室を含めた図書館ネットワークの拡充等が不可分であると考えております。利用者から要望をいただいている開館時間の延長など、新図書館建設に向け、さまざまな課題について、第2次上尾市図書館サービス計画と整合性を図りながら進めてまいりたいと考えており、分館、公民館図書室の充実も含め、開館時間の拡大等の時期について、行財政3か年実施計画等で十分に検討してまいりたいと考えております。

○駅前分館を除き、ほかの地域にある分館の中で唯一駐車場がないのが平方分館なのです。仕事帰りにふらりと立ち寄れない、これが難点です。平方分館における駐車場整備計画はどうなっているか、伺います。

(教育総務部長 答弁)

平方分館は平方小学校敷地内にあり、地域周辺にお住まいの方には地域の図書館としてご利用いただいております。開設当時から、徒歩や自転車等の利用を想定しており、新たに駐車場等の整備は、敷地の状況から難しいと考えます。

○図書館サービスについて、これもユネスコ公共図書館宣言にこう書かれております。「図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない」。また、図書館法にはこうあります。「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること」、こうあります。利用者の相談に応じるレファレンスサービスを行う司書の存在、これは図書館サービスの要となります。しかしながら、今、自治体の経費削減のかけ声とともに、図書館職員は次々と非正規雇用にかえられており、非常勤、臨時雇用の職員、委託事業者、指定管理者から図書館現場に派遣をされている職員が図書館員全体の3分の2を超えています。上尾市はどうなっているのでしょうか。図書館職員の正規、非正規職員の数、司書資格の有無の割合について伺います。

(教育総務部長 答弁)

この答弁の前に、先ほどの答弁の中で、平方分館の位置なのですが、平方東小学校と言うべきだったのですが、平方小というふうに答弁してしまいました。訂正しておわび申し上げます。図書館における正規職員は館長を含め17人、非常勤職員4人、非常勤特別職2人、パート4人の計27人体制となります。また、司書資格を有する者は、それぞれ3人、4人、1人、2人の計10人で、37%となります。また、カウンター委託スタッフについては88人で、うち司書資格を有する者は34人で、割合で約39%となります。

○経費削減を前提とした指定管理では、利益を得るためにしわ寄せが行くのは人件費になってしまうということです。この労務問題だけではないのです。近年では佐賀県武雄市図書館、いわゆるツタヤ図書館をはじめ指定管理事業者の管理運営や蔵書のあり方をめぐって、住民訴訟が起きております。図書館に指定管理者制度を導入することで、こうした問題が全国で起きているわけですから、この点について、市がどう認識しているのか、伺います。

(教育総務部長 答弁)

図書館に指定管理者制度を導入することに対する問題点としては、図書資料の貸し出し履歴を含む個人情報扱うことや、子どもの読書活動推進にかかわる取り組みでは、学校などとの綿密な調整、日常からの関係づくりが必要であることなどが懸念として挙げられます。また、指定管理者側の人件費が抑制される可能性も指摘されていますが、自治体は協定書などでスタッフの賃金水準を定めることなどの対応も考えられると

認識しております。

○なぜ上尾市はこの指定管理導入を検討しているのか、伺います。

(教育総務部長 答弁)

新図書館複合施設において、開館時間の延長や開館日の拡大などのサービス向上と経費削減の両方を図るため、検討しているところでございます。

○コスト削減ということが一番念頭にあるわけです。私は、社会教育機関である図書館への指定管理の導入はなじまない、導入すべきではないと考えますが、見解を伺います。

(教育総務部長 答弁)

今、その内容については研究しているところですが、指定管理者制度も含めた管理運営方法について、上尾市図書館協議会でも検討を進めているところです。慎重な研究、検証が必要であることから、今後、市民の声を聴取しながら、最終的な方針を決定してまいりたいと考えております。

[平成28年12月14日(水曜日)]

◆前島 るり 議員

・ 市民が利用し易い公共施設の管理と運営について

<市民が利用し易い公共施設の管理と運営について>

○それぞれの公民館の部屋ごとの利用状況はどのようになっているか。また、それら利用状況の分析に基づく市の見解についてお聞きいたします。

(教育総務部長 答弁)

公民館には、それぞれ講座室、和室、集会室兼体育室、調理室などがあり、各団体の利用目的に沿って利用していただいております。どの部屋も、午前、午後の利用が多く、講座室は全体で約5割、集会室兼体育室は約7割、調理室と和室は約3割が利用されています。調理室や和室は、座椅子や調理台などの設備も整っている一方で、活動形態に制約があることから利用頻度が低くなっていると考えられます。一方、講座室や集会室兼体育室は、多様な活動形態で利用ができるため利用の頻度が高く、施設によって差が出ていると考えております。

○多様な活動形態で利用できる広めの集会室兼体育室などの需要が高いということでした。市民の方からも、利用したい部屋は人気があり、なかなか予約がとれないと伺っています。そこで、市民が必要としている設備、施設の課題についてどのように取り組まれているかお伺いします。

(教育総務部長 答弁)

上尾市の公民館につきましては、文化センターに併設されている上尾公民館を除いて、昭和 60 年から平成5年にかけて建設されたもので、建設から 20 年以上経過しております。こうした中で、空調機などを中心に設備の老朽化に伴う故障が比較的多く発生しております。これらの故障が発生した際には、利用者の皆様に施設を快適に利用していただけるよう、速やかに修繕を実施するよう努めております。また、更新が

必要な場合は、緊急性や必要性の高いものから適宜予算措置を行い、実施しております。今年度は、原市公民館ホールの空調機更新工事をはじめ、35 件の修繕及び更新工事を実施しております。教育委員会といたしましては、利用者の皆さんが安全かつ快適に公民館をご利用いただけますよう、今後も速やかな修繕や計画的な設備の更新に努めてまいります。

○各公民館の駐車場及び駐輪場の課題について伺います。また、昨年の6月議会でも質問と提案をさせていただき、利用者の皆様からもご要望の多い上平公民館の駐輪場の整備について、その後の進捗状況について伺います。

(教育総務部長 答弁)

市内公民館の駐車場、駐輪場につきましては、限られたスペースの中で整備しておりますので、利用状況によっては満車となるケースがあることは認識しております。駐車場につきましては、普段の利用においておおむね充足していると考えており、公民館まつりのようなイベントなどの際には、近隣の学校などを臨時駐車場として対応しております。

○どの部屋も比較的朝昼に利用が多く、夜間の利用が少ないということでありました。公民館といえば、近隣の高齢者の利用が多いわけですので、この結果は想定内であると思います。そこで、夜間ほとんど使用されていない部屋の活用方法として、また若い世代の方々にもご利用いただく一つの手段として、先ほどのコミセンの質問の時も申し上げました、原市公民館で実施されている原市寺子屋のように、夜間、地域の中学生や高校生の学習の場などへ提供することをご提案申し上げますが、市のご見解はいかがでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

原市寺子屋は、原市中学校のおやじの会が行っている子どもたちへの学習支援活動で、教員や大学生、塾講師などのボランティアにより実施されてきた経緯がございます。教育委員会といたしましては、平成 27 年 11 月から公民館の事前予約及び使用料を減免する形で支援を行っております。他の公民館での実施につきましては、原市中学校おやじの会のような学習支援活動のできる地域の団体の準備が整えば、同様の支援が可能であると考えております。

○公民館主催事業の今後の事業展開へのお取り組みについてお聞かせください。

(教育総務部長 答弁)

平成 27 年度には、6公民館で 129 の事業を実施しました。今年度から、第4次上尾市生涯学習振興基本計画に基づき、各事業を実施しております。具体的には、世代別講座事業、一般教養に関する講座事業、文化芸術に関する講座事業、健康スポーツに関する講座事業など、講座事業を対象者や学習の目的で分類し、体系的に実施することで事業の偏りを減らし、より充実した学習機会を提供しております。

○私の知人の高校生のお嬢さんたちは、バレンタインデーやホワイトデーの前になると、お友達同士で集まって一緒に作りたいのだけれども、どこでつくるかと集まる場所がなく、いつも悩んでいると伺いました。公民館には調理室があり、設備も整っていますが、その調理室は日中で2割から3割程度の利用、夕方から夜間にかけては利用がゼロに等しい公民館も何館かあると伺っています。そこで、こ

のような事例も踏まえ、若い皆さんに気軽に活用していただくイベントなどの開催を提案させていただきますが、市のご見解を伺います。

(教育総務部長 答弁)

公民館の施設につきましては、公民館管理規則に基づいて団体登録を行っていただければご利用は可能となります。また、各公民館の自主事業では、バレンタインデーの時期に合わせたお菓子づくりの講座や、夏にアロマの講座などを実施しており、20代を含めた比較的若い世代の方にもご参加いただいております。今後とも若い世代の参加があるような事業を計画してまいります。

◆井上 茂 議員

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・新図書館複合施設建設について・発達障害支援について |
|---|

<新図書館複合施設建設について>

○大江化学工業から株式会社クライズ、新埼玉リースが土地を取得した時期はいつか。また、市が用地買収の話を伝えた、用地交渉を始めたのはいつなのかお答えください。

(教育総務部長 答弁)

当時は新埼玉リースでしたが、新埼玉リースが大江化学工業から用地を取得した時期は平成 25 年4月です。また、市が初めて新埼玉リースに用地買収の意向を伺いに訪問したのは、平成 25 年 11 月です。

○平成 25 年8月に、初めて上平公園西側の予定地が候補に挙げたとする会議は、いつ、どこで、誰が召集者としての会議なのか、誰が出席しているのか。その会議で決定された事項は何なのか、議事録は存在しているのかお聞きいたします。

(教育総務部長 答弁)

会議というわけではございませんが、政策会議に向け、教育総務部を中心に法的規制など基本的な事項を、開発指導課、建築安全課、都市計画課、道路課、河川課、農業委員会、農政課、みどり公園課など関係部署と協議しながら検討しておりました。

○今の答弁は、会議ではないという、つまり意思決定をする会議ではないということですね。協議事項だと。その協議については、政策会議に向けてということですが、これは平成 26 年の1月に政策会議が行われるわけですが、そこに向けた法的な規制などの基本的な事項を、先ほど言われたところと協議をしていたと、協議をしたということでもあります。そこで、もう一度会議のことでお答え願いたいと思います。会議ではなく誰が召集したのか、そして決定された事項は何なのか、議事録はあるのか、このことについてお答え願いたいと思います。

(教育総務部長 答弁)

会議というわけではなく、やっぱり主管課の教育総務部の中で検討したといったことで、誰が召集したとか、議事録はとか、そういったものは、召集というわけではないですが、それは教育総務部の中で話し合ったと。そして、議事録についてはございません。

○25年の11月から用地交渉に入ったというふうに答弁しております。地権者の説明会は行いましたか。そして、また用地交渉の際に譲渡所得が5,000万円の控除があるという話をされていますか。

(教育総務部長 答弁)

地権者を集めての説明会ではなく、個別に説明いたしました。用地交渉の過程では、譲渡所得税5,000万円控除の話はしております。

○北上尾から徒歩20分という場所になぜ7,000平米の図書館が必要なのかということを県が了承しなければ、事業認定は下りないです。その説明ができないから、今問題になっているのですよね。ですから、絶対にとれないよというふうに言って忠告したことが、実際今の図書館の問題の中心的存在になっているということを指摘したいというふうに思います。ですから、地権者に5,000万控除があるというふうに用地交渉したものが、実際に5,000万控除にはならないというふうになってくるわけですから、ここに一つの用地の問題でのつまずきがあるのではないかというふうに思います。

(教育総務部長 答弁)

所有期間が5年を超える長期間所有した土地や建物を売ったときの税率は、所得税15%、住民税5%です。所有期間が5年以下の短期間所有した土地や建物を売ったときの税率は、所得税が30%、住民税が9%です。長期、短期とも、そのほか所得税額に2.1%の特別復興所得税が課されます。

○事業認定をとった場合は、先ほど5,000万という話をしましたので、答弁は結構であります。

(教育総務部長 答弁)

公有地拡大法による土地補償に係る譲渡所得は、最高1,500万円まで控除されます。

○当初、譲渡所得5,000万円で無税ですよという話を用地交渉でしている。それが、突然1,500万円控除に変わるということであります。そうすると、税負担はどうなりますか。

(教育総務部長 答弁)

控除額が減りますので、税負担は増えます。

○それでは、1,500万円になったことによって税負担が増える方はどのぐらいいらっしゃいますか。

(教育総務部長 答弁)

5人おります。

○市は、クライズが大江化学工業から買ったときの売買価格は調べなかったのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

調べておりません。

○なぜ調べなかったのですか。

(教育総務部長 答弁)

対象の不動産の補償額のうち、土地は不動産鑑定士に依頼し、正常価格を求め、物件の補償は現在の建物の補償額を国・県の基準に基づいて正当な補償の額を算出しており、以前の売買価格については直接的に補償額を決定するものではないためでございます。

○クライズの土地、建物の売買価格はいくらだかご存じでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

土地代が 2,242 万 5,000 円、建物が 157 万 5,000 円の、合計で 2,400 万円ということを伺っております。

○知ったのはいつでしょうか。それから、誰から聞いたのですか。

(教育総務部長 答弁)

10 月 27 日に上尾市監査委員からの住民監査請求による監査実施についての通知、この添付資料を見て知りました。

○再三、市は、埼玉県公共用地の取得に伴う損失補償基準では、正常な価格をもって補償すると規定しているというふうにおっしゃっています。正常な価格とは何でしょうか。

(教育総務部長 答弁)

基準によりますと、その土地に建物があるときは、建物がない更地として、売り急ぎや買い進みのない土地の価格のことです。

○埼玉県の公共用地の取得に伴う損失補償というのがあります。不動産鑑定をとりなさいとは書いていないですね。不動産鑑定をとりなさいとは書いていないです。ここに書いてあるのは、近傍類地の取引価格を基準として、この土地を取得する土地の次に掲げるうんぬんとして、宅地か農地か林地かというような形状や種類、そういうものが書いてあります。つまり、不動産鑑定が正常な価格だとは書いていないですね。書いていないのです。その3のところに、土地所有者が当該土地を取得するために支払った金額、これは参考になりますよと、参考にしなさいよというふうに書いてある。それはそうですね。その一番の取引事例は、その土地を買ったその事実に基づく価格が取引事例になるというふうに思うのです。埼玉県の公共用地の取得の中にある、正常な取引価格を定めるにおいてという中の参考となるものであるということについて、なぜ参考にしなかったのかをお聞かせください。

(教育総務部長 答弁)

依頼した不動産鑑定士は、不動産鑑定基準に照らし、取引事例を公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会などが管理する取引事例を取得し、不動産鑑定評価を行いました。対象不動産の取引事例を確認したところ、登録自体がありませんでした。

○なぜ取引事例がないのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

登録されている取引事例は、国土交通省が行っている不動産取引のアンケート調査に回答がなかったものと考えられます。

○一番参考になるのは実際の取得価格であるというふうに思うのですけれども、これをなぜ調査しなかったのかといたら、先ほど言われたような答弁です。でも、市民感覚から見れば、全くかけ離れた補償額になっている。そこが今回の住民監査請求の一番の主な原因になっているというふうに思うのですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

近傍類地の取引事例から、正常価格である鑑定評価額を出しており、損失補償基準の基本原則にのつった正当なものと判断いたします。

○不動産鑑定書を私も見ました。何で日の出の四丁目の土地が取引価格事例として出ているのかというのはちょっと分からないですけども、駅から 1,300 メートルということで、遠いところも取引価格の一例として入れるのかなというふうにも思って、それについてはどうでもいいんですけども、平成 26 年1月1日から平成 28 年3月1日までの不動産鑑定の取引事例による地価変動はどうなっているのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

地価変動率は、マイナス2%前後となっております。

○市役所の言うことももっともだけれども、しょうがないかというふうにはならないですよ。やっぱりそここのところが、見方が、物の見方というのは他方の見方とやっぱり違うというふうになってきますから、市民目線で見た場合、市民感覚で見た場合、やっぱり市の主張というのは少し理屈が弱くなっていくというふうに思います。やはりそれをちゃんと比較をするということが、本当は作業として必要だったのだと思いますが、どうでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

民間同士の取引価格と、不動産鑑定した正常価格の違いがありますので、単純に比較できないものと考えております。

<発達障害支援について>

○上尾市教育委員会は上尾市特別支援教育基本方針というものを作成をしていただきました。その方針に基づいて通級指導教室をつくり、そして全小学校への特別支援学級を設置する、上尾中学校にも中学校の指導教室の設置ができるように取り組みを進める。こういう全県的に見ても大変素晴らしい取り組みが行われてきたということで、大変評価をしたいというふうに思います。しかし、残念ながら、4月の時点で上尾中学校に通級指導教室が開設がされませんでした。28 年度上尾中学校の通級指導教室が開設されなかった原因は何なのか、お聞かせいただきたいと思います。

(学校教育部長 答弁)

本市中学校の通級指導教室は、東中学校1教室であったため、上尾中学校に新たな開設を目指し、埼玉県教育委員会に申請しておりました。複数の保護者からも、上尾中学校の通級指導教室開設に当たり入級希望をいただいておりますが、通級指導教室は県からの人員配当により開設できるものであり、今年度はその配当がなかったため開設できなかったものでございます。

○県の配当がなかったと、人的な配当がなかったということでできなかったという話であります。今年、29 年度の見通しはどうなっているのでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

埼玉県教育委員会からは、他市町においても数多くの通級指導教室設置の要望がされていると聞いております。平成 29 年度につきましても、引き続き上尾市教育委員会は埼玉県教育委員会に申請をしているところでございます。

◆池田 達生 議員

・第8次上尾市行政改革大綱実施計画の進行状況について

<第8次上尾市行政改革大綱実施計画の進行状況について>

○学校余裕教室などの活用の中で 27 年度末の状況と、放課後児童クラブなどの設置を含め検討するとあるけれども、現状と方向性を伺います。

(教育総務部長 答弁)

余裕教室などを有効活用した例でございますが、平方東小学校内に図書館平方分館、大石南小学校内に生涯学習課市史担当分室、西小学校内に放課後児童クラブがございます。今後も上尾市公共施設等総合管理計画等との整合性を図りながら、学校余裕教室等の活用について検討してまいります。

[平成28年12月19日(月曜日)]

◆嶋田 一孝 議員

・ 幼児教育について

<幼児教育について>

○1つ目の幼児教育、上尾市立平方幼稚園のあるべき姿について、2点ほど伺います。1つは、平方幼稚園の沿革、歴史についてどう理解をしているのかお聞きします。2つ目として、上尾市総合計画及び教育振興計画における平方幼稚園の位置づけ及び特色について、どのようにお考えなのか、お伺いします。

(教育総務部長 答弁)

まず、1点目の平方幼稚園の沿革についてでございますが、平方幼稚園は、昭和 30 年以前には平方町立の幼稚園として運営されておりましたが、昭和 30 年1月の3町3村合併による新上尾町誕生により一旦廃園となりました。その後、幼稚園の再設立等を望む地元地域の方々の熱心な活動により、昭和 40 年に新たに上尾市立幼稚園として開園し、昨年開園 50 周年を迎えたところでございます。これも地域や保護者の御支援、御協力のたまものによるものと考えております。

次に、2点目の質問、上尾市総合計画、上尾市教育振興基本計画における平方幼稚園の位置付け及び特色についてお答えいたします。平方幼稚園は、第5次上尾市総合計画の中では位置付けられておりませんが、第2期上尾市教育振興基本計画の中において、小1プロブレムの解消や小学校への円滑な接続のための幼小連携をさらに推進していくことを位置付けております。この幼小連携は、平方幼稚園の特色の一つでもあり、平方小学校と同じ敷地内にある利点を生かし、幼児と児童及び教職員間のさまざまな場面を通じた交流や連携を積極的に図っております。平方幼稚園が幼小連携教育の先駆けとして、市内幼児教育の維持向上に一定の役割を果たしてきたものと認識しております。また、平方地区の敬老会への園児の出演や幼稚園に招いた高齢者との昔遊び、幼稚園のバザーやリサイクル活動における地域との交流など、平方地区とのかかわりが深いことも平方幼稚園の特色として挙げられます。

○過日、平方幼稚園の保護者の方からご連絡をいただき、来年度の入園児童数が6人から8人ぐ

らいだというふうな電話いただきました。保護者の話の中でも、お遊戯会や運動会、あるいは幼稚園にとっても必要な集団生活というふうな教育課程にとっても心配ですというふうなお話をいただきました。現実、そういう状況なのか、園児の減少の理由と、そして教育課程に問題が生じないかお聞きします。

(教育総務部長 答弁)

平方幼稚園の園児数は、直近の3年間では、定員 100 名に対し、平成 26 年度 54 名、平成 27 年度 51 名、28 年度 47 名と少子化を背景に減り続けており、来年度の入園希望者数は、嶋田議員ご指摘のとおり、現時点で6人でございまして、現在追加募集も行っているところであります。今後、新たな入園希望がない状態で経過しますと、来年4月時点での園児数は、年長園児数 20 人と合わせ 26 人となる見込みでござい

ます。

園児減少の背景としましては、少子化の影響が大きなところですが、共働き世帯の増加、就労状況の多様化などを背景に、保育時間、期間の短い幼稚園へのニーズが減ってきている状況もございまして。また、給食や3年保育、通園バスがないことも影響しているものと思われま

す。

今後の園の運営ですが、園児にとって望ましい集団生活を経験させる観点からは、園児数のさらなる確保が求められるところですが、来年度以降も教育の質を落とすことがないよう、クラスでの教育活動や各種行事等において、年少、年長のかかわりの機会を増やすなどの工夫を行い、教育環境の維持向上に努めてまいります。

○集団生活の必要性、年少、年長さんのかかわり方について答弁いただきました。現実には、入園してきたばかり年少さんは、幼稚園生活そのものに戸惑い、不安があり、前も後ろも分からない中で、6人だけの生活をどのように進めていくのか、私は不安を感じております。そこで、このような状況の中、子どもたちと一緒に過ごす職員体制についてお聞きします。いかがでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

来年度の職員体制につきましては、今後の応募の推移を見ながら精査していくこととなりますが、これまで同様、幼児一人一人に応じた望ましい教育活動が実践でき、安定的な園運営が行えるよう職員体制を整えてまいります。

○園児減少の理由について、先ほども答弁がありましたが、魅力ある幼稚園にするための政策として、3年保育あるいは給食の導入はできないでしょうか。この問題につきましては、保護者の皆さんの中で大変大きな話題にもなっている状況です。こういった問題について一刻も早くその決断をしていただき、上尾市唯一の公立幼稚園としての威厳を保ってほしいというふうには私考えております。内容についてお聞きします。

(教育総務部長 答弁)

3年保育の実施については、幼児トイレ等の新たな設備投資や人員配置が必要となるものと思われま

す。しかしながら、私立幼稚園においても定員を満たしているところが少ない中で、市立幼稚園において3年保育を実施することは、民営圧迫につながるのと保育園もあり、今後、さまざまな立場の方々のご意見も伺いながら、検討していく必要があろうかと存じます。

次に、給食の導入についてでございますが、調理や配膳は隣接する平方小学校の給食室を活用することが考えられますが、児童と園児により必要とされる食事量や栄養摂取量が異なるため、備品、消耗品などの新たな整備や食材発注、調理方法等の見直しが求められるものと考えられます。こうした新たなサービスの

実施には、今申し上げました課題等の解決が必要となり、今後、保護者ニーズを踏まえ、費用対効果や環境整備等の実現可能性も探りながら検討してまいります。

○来年6人というふうな状況を考えますというと、平方幼稚園の行く末が心配です。魅力がない幼稚園に来ないというふうなことも大きな原因があるかと思うのです。そういう中で、給食、市長知っていますよね。幼稚園のすぐ先、10メートルのところには小学校の給食があるのです。やろうとすればできるのです。そういった魅力づくりが私は足りないのだと、だからどんどん、どんどん人が減っていく。一般の幼稚園は少子高齢化の中で一生懸命努力しています。教育委員会の教育長として、平方幼稚園のあるべき姿について、どう描いているのか、教育長からお話を聞きます。

(教育長 答弁)

平方幼稚園は、地域の皆様をはじめといたしまして、たくさん多くの関係者の方々をご支援をいただいて、市内唯一の公立幼稚園として幼児教育の充実に努めてきたところでございます。

しかしながら、少子化や共働き家庭の増加などの社会情勢の変化によりまして、昨今園児数の減少が続いておるのも事実でございます。今後、入園児童を確保して、安定した園運営を行っていくためには、嶋田議員さんご指摘のとおり、3年保育や給食の実施など、保護者にとっての魅力的なサービスの提供や環境整備を検証していくことが必要であると考えております。また、幼小連携などのメリットをさらに生かした特色ある幼児教育を展開して、市内に積極的に情報発信していくことも大切であると認識をしております。このようなあるべき姿の認識の一方で、教育委員会といたしましては、幼稚園需要の大きな変化等を踏まえ、平方幼稚園の今後のあり方について協議、検討していく時期に来ているとも考えております。公立幼稚園運営の観点から、少子化の進展や私立幼稚園、保育園等との役割分担、費用対効果、さらに公共施設マネジメント等の課題に対応していくことも重要であると認識しておりまして、今後、現状と課題を整理して、さまざまな立場の方々からのご意見を伺いながら、あり方についての協議、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

◆鈴木 茂 議員

- ・ 子どもの貧困対策
- ・ 新図書館について

<子どもの貧困対策>

○上尾市の児童・生徒の家庭の経済状況と健康、生活実態、学力の調査はありますか。

(学校教育総部長 答弁)

家庭の経済状況と健康、生活実態、学力調査の相関関係についての調査はございません。

○子どもの貧困に対する上尾市教育委員会の独自の施策はありますでしょうか。

(学校教育総部長 答弁)

就学に対する援助といたしましては、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対しましては、修学援助費補助事業、準要保護児童・生徒給食費援助事業による援助を行っております。また、経済的な理由により高等学校や大学などへの進学が困難な方やその保護者に対しましては、奨学金や入学準備金の貸し付けによる支援を行っております。

○子どもの貧困対策として、今言ったように学校プラットフォームと位置付けて、学校で学習支援や居場所の提供をしています。そういった施策に対する市の見解をお聞かせください。

(教育総務部長 答弁)

本市においては、市内で活動する生涯学習、社会教育を目的とした団体に対し、学習活動の拠点として、芝川小学校、平方東小学校、富士見小学校の特別教室で学校開放を行っておりますので、団体登録の手続を行うことで学習支援活動は可能となります。しかしながら、この学校開放事業を他の学校へ拡大することにつきましては、施設の管理やセキュリティの面など課題が多く、現在のところ計画はございません。

○教育長の子どもの貧困に対するお考えをお聞かせください。上尾市でもこの子どもの貧困対策を福祉部だけに任せないで、学校が積極的に関与すべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

(教育長 答弁)

子どもの貧困対策につきましては、子どもたちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援を含めて総合的に推進することが何よりも重要であろうかと存じます。具体的には、教育委員会として就学援助費の支給、入学準備金、奨学金貸付制度による奨学金の貸し付けなど、必要に応じて経済的な支援を行うとともに、医療機関、児童相談所などの福祉機関との連携の強化に引き続き努めてまいりたいと考えております。そもそも学校教育というものは、保護者の職業の違いや家庭の経済状況の違いなどにかかわらず、どの子どもにも公正公平に学力を保障するべく、教職員の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進していくものでございます。教育委員会といたしましては、福祉部との連携を一層緊密に図ってまいります。また、全ての児童・生徒を対象として、全市的な補充学習を進めてまいります。さらに、家庭学習を充実させるための学校の積極的な取り組み、学習状況の見届けなど、基礎的、基本的な学力の定着を目指してまいりたいと考えております。

<新図書館について>

○図書館を考える会が集めた1万 4,000、署名の数を市はどのように認識しているのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

今回の署名数は、条例の制定、改廃の直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の 50 分の1以上という要件を充足している数字であると認識しております。

○上尾市の図書館建設の署名数が1万 4,000 で、法定署名数の 3.71 倍ですと、上尾市が合併のときにやった署名が1万で、これが 3.32 倍ですと、小牧市がこれ住民投票条例が実施されたのですけれども、これが 2.54 倍という数字になっているのです。1カ月という期間で実質押印という縛りがある中で、相当数の署名が集められたことに対しての市の見解をお聞かせください。また、早期の図書館建設を進める請願は1万 1,000 人余りの署名を集めたとのこと。住民投票条例の制定署名と請願署名では署名のやり方によりかなり差があると思いますが、いずれにしても、この図書館建設に関しては、市民の意見は二分されていると思うのですが、いかがでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

住民投票条例制定請求書の署名数につきましては、多くの市民が図書館建設に関心を持っているものと理解しております。また、市民の意見が二分されているとのことですが、図書館の建設にかかわらず、市のさ

さまざまな施策についても、市民のさまざまな意見があることは認識しております。

○11月29日に住民監査請求の請求人の陳述等が行われたと聞いていますが、市側の陳述等が行われなかったと伺いました。なぜ当局は陳述等をしなかったのか教えてください。

(教育総務部長 答弁)

住民監査請求の請求人による陳情につきましては、監査委員が請求人に対してその機会を付与しなければならぬものでございますが、執行機関に対しましては、監査委員に一般的に認められている職務権限に基づき、必要に応じ監査対象部である教育総務部に対して、関係書類の提出が求められ、関係職員の事情聴取が行われる方法により、監査が実施されたものと判断したところでございます。以上のことから、今回は陳述は行われなかったものでございます。

◆秋山 かほる 議員

・ 図書館用地の物件補償について

<図書館用地の物件補償について>

○今年度当初予算で用地買収と物件補償について計上されています。これらの金額の積算根拠と、つまり予算です。積算根拠と積算方法をお知らせください。

(教育総務部長 答弁)

用地買収費の積算は、不動産鑑定士からの概算の平米単価の見積もりをとり、事業用地の面積を掛けて算出しております。物件補償費の積算は、複数の物件補償調査業者から概算補償費の見積もりをとり、市で精査の上、算出しております。

○平米単価、この積算したときの平米単価は幾らで、どんな計算をして、幾らの金額を出したのですか。また、何社の物件補償業者から概算補償費の見積もりをとり、どんな精査をして当初予算の金額を出したのでしょうか。出された金額の具体的な計算、数字を示してください。

(教育総務部長 答弁)

見積もりにおける土地の平米単価は、宅地が6万6,000円、畑が2万4,000円から2万9,800円でした。この単価に土地の実測面積を掛けて算出した概算額をもとに、2億2,000万円の予算を計上いたしました。物件補償費につきましては、1社と2人の所有者がおりまして、3社からの概算の見積もりをとり、見積額の内容について業者から聞き取りなどを行い、精査いたしました。その結果、概算の補償額といたしまして、クライズは、建物や工作物の移転補償金として約6,000万円を算出し、他の2人の所有者につきましては、果樹棚や収穫樹の移転補償金として、それぞれ約400万円、約800万円を算出し、合計で7,250万円の予算を計上したところでございます。

○2013年4月、新埼玉リースが大江化学工業から図書館に用地なる物件を購入しています。土地の平米単価は3万9,000円、評価された建物価格は157万円でした。その10カ月後、2014年1月にこの土地を含む場所に図書館を建てることになりました。政策会議で市長が強く要望し、大丈夫だろうと言われた場所です。この事実間違いありませんか。

(教育総務部長 答弁)

政策会議では、現図書館本館位置を含む4カ所の候補地の中から、施設の規模や市民の利用を考え、確保できる敷地の法的制限や駐車場確保の問題などを比較検討の上、総合的に判断し、上平公園西側の位置を候補地として決定したものでございます。この時点では、地権者からは事業に協力する旨の意向はお聞きしておりましたが、あくまで政策会議の中で候補地として決めたものでございます。

○政策会議は、この日ですから、市は、いつ新埼玉リースから物件を譲ってもよいという内諾をとったのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

担当職員が平成 25 年 11 月に初めて新埼玉リースに予算買収に応じていただけるかの意向を伺いに訪問いたしまして、協力していただける旨の確認をいたしました。

○市長は、井上拓也氏、また井上キヨシ氏とお知り合いですか。

(市長 答弁)

今、お名前がありましたけれども、名前の方はお話しません。ただ、昔から、もう何十年も前から知っていますし、息子さんは知らぬところでございます。

○もし大江化学工業がこの土地を所有していたら、市は大江化学工業からこの物件を買うことになったと思いますが、いかがでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

この土地を候補地として上げたわけですから、地権者が誰であっても、この土地については交渉することとなります。

○2014 年度当初予算に(仮称)中央図書館整備事業、測量委託料で約 392 万の測量委託料が計上されています。2015 年には基本設計と環境評価を合わせて 4,000 万円の予算が計上されていて、このときに図書館占有面積が縮小となる複合施設案となりました。予算要望の締め切りは9月末です。つまり、3月に予算を出すためには、市の中で既に9月前にこの金額について協議をして、9月末には決定していなくてはならないのですが、この予算は、2014 年9月末までに決まっていたと思いますが、経過はどうでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

複合施設案となりましたのは、平成 27 年4月以降でございます。平成 26 年度の当初予算につきましては、平成 26 年1月の政策会議後に、また平成 27 年度の当初予算につきましては、平成 26 年9月末にそれぞれ予算要求として提出しております。

○赤熊不動産鑑定所は、過去 2010 年から 2015 年、市は何件の発注をしていますか。また、新日本エグザ、同じく 2010 年から 2015 年、市は何件の発注をしているのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

赤熊不動産鑑定所は 37 件で、新日本エグザは 88 件でございます。

◆糟谷 珠紀 議員

- ・ 教職員の多忙化による長時間勤務の解消を
- ・ 新図書館建設計画から見る来年度の予算と将来財政見通し

＜教職員の多忙化による長時間勤務の解消を＞

○学校の先生方が長時間勤務になっているという認識をまず教育委員会にお尋ねします。

(学校教育部長 答弁)

各学校における教職員の在校時間につきましては、各校長が把握しておりますが、教育委員会といたしましても実態を把握する必要があることから、改めて昨年度と今年度の4、5、6月に各校長から実態の報告をしてもらいました。その結果から、教職員の中に長い時間在校している者がいるということを認識しております。

○全ての先生がそうではないというにしても、中には午前 12 時を回る本当にぎりぎりの 23 時 59 分に退校したという学校も幾つか見受けられました。では、なぜここまで遅くなっているのか、先生方は一体どこまで仕事をされているのか、体を壊さないか、本当に心配になりますが、長時間勤務が常態化している理由を伺います。

(学校教育部長 答弁)

あすの日の授業準備や教材研究などに熱心に取り組んだり、生徒指導など緊急な対応や家庭訪問に向いたりしていることなどが考えられます。また、仕事と生活の調和を図るワークライフバランスへの理解の不徹底によるところもあると認識しております。

○教材研究や指導案の作成の打ち合わせや研修は、時間外に行っていることが多く、そこに費やす時間が多いときは、本来こなさなくてはならない業務を後回しにしてしまう。もち帰って残業をするなど、オーバーワークになってしまうことがあると現場の先生から伺いました。こうした発表のための研究委嘱の検証と今後のあり方についてどういう検討がされているのか伺います。

(学校教育部長 答弁)

上尾市内の全小・中学校が3年サイクルで2年間の委嘱研究に取り組んできたことで、研究を深め、教員の資質向上、児童・生徒の学力向上に寄与いたしました。しかしながら、研究教科や研究内容に偏りが生じていることから、今後も各学校がバランスよく研究を進められるよう検討してまいります。また、ワークライフバランスを推進する視点からも、掲示物をデジタル化したり、研究発表会で配布する資料を簡素化することなども検討しております。

○部活が教員の負担に拍車をかけています。部活がブラック過ぎて倒れそう、教師に部活の顧問をする、しないの選択権をください、こんな教師たちの叫びへの賛同を募るネット署名が展開され、3カ月足らずで2万人以上の署名を集め、署名に取り組んだ教員グループ、部活問題対策プロジェクトは、文科省にその署名を提出したそうです。上尾市ではどうなのか、幾つかの学校を聞くと、平日の1日は原則休みにしている学校もあれば、部活に力を入れていて、試合やコンクール前は、土日も練習という学校もあり、取り組み方はさまざまだと感じました。文科省の指針には、休養日をしっかり設けることを改革の基本に据えました。上尾市では、中学校における部活の適正な休養日のとり方をどのように実施しているか伺います。

(学校教育部長 答弁)

大会直前など時期によって差異がございますが、各学校では、週休日の活動は原則どちらかを休みとしております。また、既に4校の中学校が平日に週1回の休養日を設けており、その他の学校も次年度に向けて平日の休養日を検討しております。

○今後は、文科省の方針や県教委との連携もとりながら、部活のあり方、見直しが行われることとなるのかもしれませんが、今現在、市教委として取り組んでいる教員の部活動指導による負担軽減はどんなことが挙げられでしょうか。

(学校教育部長 答弁)

各学校では、1つの部活動を複数の教員が顧問として担当したり、週休日の活動は原則どちらかを休みとしたり、平日に休養日を設けるなど教員の負担軽減を図っております。また、教育委員会では、教員が無理なく部活動を担当できるよう、技術面や指導面で顧問を支援するための部活動指導員を1校3名から6名、総勢で45名を配置しているところでございます。

○先生方がいかに忙しく長時間働いているかを伺ってまいりました。では、今後、多忙化解消に向けた取り組みや方針を教育長にお尋ねいたします。

(教育長 答弁)

教員が子どもたちと向き合う時間を確保すること、誇りとやりがいを持って働くことができること、こういう教育環境を整えていくということは、重要であると考えております。教育委員会といたしまして、各学校がICTの活用、そして諸会議の精選など、さらに努力し、多忙化解消に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。また、現在、教職員一人一人が仕事の仕方を自ら見直し、ワークライフバランスの重要性を適切に理解できるよう、各校長の意見を取り入れつつ、全市的に取り組んでいるところでございます。今後とも教職員の多忙化解消と併せて、33校足並みをそろえてワークライフバランス運動を推進できるよう努めていきたいと考えております。

<新図書館建設計画から見る来年度の予算と将来財政見通し>

○先日の深山議員の質問で、上平の土地が候補地に挙げたのが平成25年8月ということを知り、先日井上議員から、どんな性質の会議で、招集したのは誰か、会議録はあるのかとの質問に、教育総務部内の会議というか協議で、招集した人物も特定せず、会議録もない会議というか協議で、上平の土地を候補地と決定したと答えていたのを聞いて、私は唖然としました。そんな簡単に候補地をさらっと決められるものなのですか。しかも、その候補地が最終的に建設予定地となっているわけです。伺いますが、平成25年8月に、初めて上平公園西側の予定地が候補に挙げたとする会議で、誰が最初に情報提供したのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

教育総務部で候補地を上げ、検討してまいりました。

○埼玉県公共用地の取得に伴う損失補償基準として、第8条で、取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するものとする規定し、第9条では、正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とするものとし、さらにその3に、土地所有者が当該土地を取得するために支払った

金額は、正常な取引価格を定める場合において、参考となるものとする」と規定しています。確認のためにあえて聞きますが、この条文の存在を知っていたでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

埼玉県県土整備部、都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準の第8条及び第9条の規定は承知しております。

〇知っていた。だけれども、この土地、建物が幾らで取引されたかということについて確認していないことです。なぜ第9条第3項の規定があるのに守らないのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

新埼玉リースが土地を取得するために支払った金額は、参考となるもので、直接的に正常な価格を決定するものではありません。

〇私は、土地、建物について聞いたのに、答弁では土地を取得するために支払った金額はというふうに答えて、土地とだけ答えています。土地とだけ答えた理由は何でしょうか。

(教育総務部長 答弁)

ただいま土地とだけ答えたのは、建物に関してはこのような基準が縛られないためでございます。

〇この建物が3年半前に157万5,000円で取得されているという事実について、全く確認も検討もされていないこと、そして当該土地、建物の現況からいっても、また新埼玉リースが平成27年4月に北本市に土地、建物を取得し、28年4月には株式会社クライズの事務所がここに開設されていることから、県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第16の(2)、建物を再現する必要がないものに該当することが常識的な判断だと考えます。それをあえて移転再築するものと断定した根拠、お示ください。

(教育総務部長 答弁)

構外再移築工法と認定した根拠について、認定の手順に沿って説明しますと、まず除却工法に該当するか否か、これを検討しますが、この工法は、建物が荒れ果てていたり、既に建築目的を果たしていたりして、かつ客観的に見て、将来的にも建物の目的に使う必要性がないと判断できる場合などに認定できる工法であり、補償対象建物は、今後も賃貸することや自己業務に使用することも可能な建物であると判断できることから、除却工法には該当せず、また買収する土地は全て事業地となり、残地がないことから、埼玉県県土整備部、都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領に従い、構外再移築工法を認定したところでございます。したがって、クライズの事務所を北本市に開設したことと、この物件を建物を再現する必要がないものとして扱うことは、因果関係がなく、全く次元の異なる内容であり、そのような考え方はいたずらに相手方の財産権を侵すものでございます。

〇新埼玉リース側は買収交渉の過程で、例えば売りたくないとか、それでは価格が安過ぎるなどといった表明があったのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

意向調査のところしか私には分かっていないのですが、協力に応じていただけたといったことぐらいしか私には分かりません。

○埼玉県用地課に聞いたところ、移転に必要な資金計画や土地、建物の整備計画などを提出させるのが通常の手順だということをお聞きしました。では、市は、こういう計画などを提出させたのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

確認のため埼玉県用地課に問い合わせたところ、そのような説明をしたことはないと否定しており、資金計画等の書類の提出は必要としておりません。

○事務所と倉庫の建物は使用できると言っていますが、使用予定があったのかどうか伺います。

(教育総務部長 答弁)

倉庫についてはリサイクル業者に賃貸しており、使用しておりました。また、事務所は、自己業務用に使用する予定でしたが、市の事業の話があり、使用しなかったと聞いております。

○損失補償基準第1条には、土地収用法その他の法律により土地等を収用し、または使用することができる事業に必要な土地等の取得、または土地等の使用に伴う損失の補償の基準を定めとあります。今回の用地買収は、土地収用法その他の法律を適用して土地を収用したのでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

今回は、公有地拡大法に基づく買収をしております。

○現図書館本館の位置に図書館を建て替え、または拡張する場合の補助金がありますでしょうか。

(教育総務部長 答弁)

図書館を単館で建てる場合の補助金はございません。

○9月議会において、現本館のリニューアルは、今計画している 38 億円よりも高いのかという質問に対して、部長は必ず高くなると答えたことについて、先週金曜日の住民投票条例案への質疑でお答えをいただきました。そのときの答えが、地下に駐車場をつくると3億かかるというような中身だったり、ほかにもいろいろお答えしていただいていたけれども、つまりお答えが現本館を解体することが前提ですが、現本館を生かす考えはなかったのか伺います。

(教育総務部長 答弁)

現本館のリニューアルでは、求める図書館、基本構想等にもありますが、5,000 平米の面積、それと駐車場 100 台といった基準を満足させることができないため、リニューアルという形では考えてはおりません。

◆齋藤 哲雄 議員

・ 上尾市の教育行政について

<上尾市の教育行政について>

○お伺いをいたします。アップスマイルサポーターの配置人数、平成 28 年度の予算額、平成 29 年度の見通しについてもお答えいただきたいと思ひます。また、スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問を行っているとのことですが、その充実についてどのように取り組んでいるか、お伺いをいたし

ます。

次に、体力向上についてであります。上尾市の子どもたちは、シティマラソンや上尾市小学校陸上競技大会、駅伝大会などさまざまなスポーツに取り組んでおります。また、スポーツ少年団など多くのスポーツを行う団体にも積極的に取り組んでいただいております。上尾市の小・中学校の卒業生には、本年行われたリオデジャネイロオリンピックで活躍した東中学校出身で競歩女子岡田久美子選手や、同じく東中学校出身で女子プロ野球、現在和歌山県初の女子硬式野球チームの和歌山ファイティングバーズの監督として活躍をされております川保麻弥選手、上平中学校出身でプロバスケットボールBリーグに参加するレバンガ北海道の社長兼選手として活躍している折茂武彦選手などがおり、よい目標となる選手もおります。こういった本市出身の選手たちは、子どもたちの大きな励みになっていることと存じます。このような選手の皆さんに学校での講演に来ていただくことなどについて、今後ご検討いただきたいと考えております。

次に、以前、私は議会でいじめ問題や武道の指導、体罰、若手教員の育成について質問したことがございました。道徳についても平成 26 年に質問いたしました。道徳については現状どうなっているかお答えをいただきたいと思っております。

続きまして、先日の小学校陸上競技大会にて、若い選手たちが頑張っている姿を拝見させていただきました。また、中学校には、現在は若い先生が多く採用されていると聞いております。そこで、若い教員の育成について伺います。各校では、校長、教頭先生が中心となり、若手教員の育成に取り組まれていることと思われま。私は、汗を流した分だけ報われるべきであると考えておりますが、頑張っている先生が校長先生や教頭先生にならず、一般の先生のまま定年を迎えることに少々疑問を感じているところでございます。私は、一生懸命に働いた先生が管理職など教育をリードする立場に立ってほしいと考えております。学校現場では、そのような教員が活躍する場や努力を評価する仕組みはあるのかお答えをいただきたいと思っております。

次に、地域との連携について伺わせていただきます。上尾市は、市内に6地区あり、地域性が豊かでございます。学校と地域の連携でも校長先生が采配を振るっていることと存じますが、地域との連携についてどのように捉えられ、具体的にどのような形で地域の力を教育に取り組んでいるのか、また原市地区では、原市中学校が文部科学大臣から、平成 28 年度地域学校協働活動推進にかかわる表彰を受けたとお聞きします。原市中学校ではどんな取り組みを行っていたのか、お伺いをさせていただきます。

(学校教育部長 答弁)

大きな質問項目の2点目、上尾市の教育行政について4点ご質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

1点目のアップスマイルサポーターについてでございますが、平成 24 年度にさわやかスクールサポート事業の一環として行ってきました。今年度は、市内小・中学校全 33 校と平方幼稚園の1園に 75 名を配置し、およそ 7,500 万円の予算を計上しております。来年度も同人数、同額程度の予算を見込んでいただいております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、学級担任やさわやか相談室相談員、スクールカウンセラーと情報を共有し、学校との連携を図ることで組織的に対応することで、保護者や児童・生徒との信頼関係を構築し、不登校などの問題解決を図るための支援に努めております。

2点目の道徳教育の現状についてでございますが、各学校で道徳の時間を要として、児童・生徒の発達の段階に即し、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うため、教育課程全体を通じて取り組んでおります。

3点目の教員が活躍する場や努力を評価する仕組みについてでございますが、校長、教頭の登用は選考

によるものになります。管理職と教員は、仕事の内容、求められる資質、能力も異なり、教員本人の意向もあります。管理職を目指さず職員教員で勤め上げ、担任として定年まで活躍する者も数多くおります。若手教員の育成につきましては、ベテランの教員が若手教員に授業の指導方法や保護者への対応の仕方など、業務の進め方を指導できる体制づくりを確立するため、校務分掌などを工夫しております。また、中間層の教員が不足していることもあり、経験年数が10年に満たない教員でも学年全体、学校全体をリードする立場に抜擢している学校もございます。各教科等において指導力のある教員につきましては、学校訪問で指導主事とともに教員の指導に当たる教科等指導員に任命しております。

4点目の地域との連携についてどのように捉え、具体的にどのような形で地域の力を取り入れているかについてでございますが、児童・生徒の望ましい成長のために、家庭、地域社会との連携は極めて重要であると捉えております。現在、各学校では、学校評議員の方々に授業や学校行事を参観していただき、学校運営に関するさまざまなご意見をいただいております。また、学校応援団の方々には、登下校の安全確保や絵本の読み聞かせ、生活科や道徳などのゲストティーチャーなどを行っていただくことで、地域の力を学校に取り入れております。

次に、原市中学校の取り組みについてでございますが、平成27年度からおやじの会を中心とした地域の方々や塾の先生などにお手伝いをいただき、放課後、地域の公民館を地域の公民館を利用した中学生の自主学習教室、原市寺子屋を行っており、多くの生徒が参加していると伺っております。

○アップスマイルサポーターを配置した効果について伺いをいたします。

(学校教育部長 答弁)

発達障害など特別な配慮を必要とする児童・生徒がそれぞれの課題に応じたきめ細やかな支援を受けることにより、学習に参加できております。また、担任が学級全体の一斉指導を行う上で、個別の支援を必要とする児童・生徒に、アップスマイルサポーターが対応しておるため、計画的な授業展開にも大きく寄与しているところでございます。

○スクールソーシャルワーカーの成果についてお答えをお願い申し上げます。

(学校教育部長 答弁)

スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒、保護者との信頼関係を築き、教育分野に関する知識、社会福祉の専門的な知識や技術を用い、関係機関などとのネットワークを活用するなどして、家庭への支援に当たることで、不登校などの問題改善に成果を上げております。

○授業の充実を図るために、上尾市の小・中学校には大型モニターが入っているとのことですが、現在、授業でどの程度使用されているかお答えください。

(学校教育部長 答弁)

平成28年11月現在、大型モニター稼働率は、全体として約65%、国語や算数、数学などのデジタル教科書が導入されている教科につきましては、小学校では約85%、中学校では約75%となっております。なお、市内小・中学校の教員は、現在、大型モニターを使うのは当たり前という意識を持って授業を行っております。

○大型モニターを使うことのメリットは何でしょうか。先生たちの授業準備の時間の短縮につながっているのか伺います。

(学校教育部長 答弁)

大型モニターを活用した授業についての児童・生徒を対象としたアンケート結果では、小学生9割以上、中学生8割以上が楽しくて分かりやすいと回答していることから、児童・生徒の学習意欲の向上、理解の促進がメリットであると考えております。また、デジタル教科書の活用や電子画像の使用、パソコンソフトによる教材作成が授業の準備時間短縮にもつながっており、教員の多忙化解消に成果を上げております。

○安心安全な教育について伺います。新聞報道等で集団登校中の小学生の列に車が突入して事故が起こり、児童が亡くなってしまうという痛ましい事件が報道されました。通学路は安全な場所であり、子どもたちにとってその登下校もさまざまな発見がある幸せな場所であるはずです。市内の道路は、自動車と歩行者との距離が近い場所もあり、自動車の交通量が多い道路もあります。また、小学校1年生から6年生までが一緒に歩いているため、子どもたちの歩く速さも違い、横断歩道で分かれてしまうこともあるかと思われます。そのため保護者や地域のボランティアが危険な場所に立ったり、校長先生が見守りを行ったりしていただいておりますが、今後も悲劇が起こらないように安全な通学路について対策を提示しなくてはならないと考えますが、現在教育委員会ではどのように通学路の安全状況の把握に努めるか、お答えを願います。

(学校教育部長 答弁)

長沢議員さんからのご質問にもお答えしましたとおり、教育委員会では、上尾市PTA連合会から提出される通学路危険箇所改善要望書により、通学路の危険箇所の把握をしております。また、各学校から提出される通学路安全マップからも危険箇所の把握をしております。

○通学路安全対策のほか、安心安全な学校生活を送る上で、小学校給食における食物アレルギーへの対応は重要な課題の一つと認識しております。現在の食物アレルギーへの取り組みについてお伺いをいたします。

(学校教育部長 答弁)

現在、各小学校では、食物アレルギーを有する児童につきまして、医師の作成した学校生活管理指導票に基づき、保護者と面談を行っております。給食の際には、各教室に掲示してある盛り付け表を学級担任が中心となって確認し、アレルギーの原因となる食材を誤って食することがないように取り組んでおります。